



子ども・子育て支援新制度の解説

③ 公定価格

平成26年7月
文部科学省

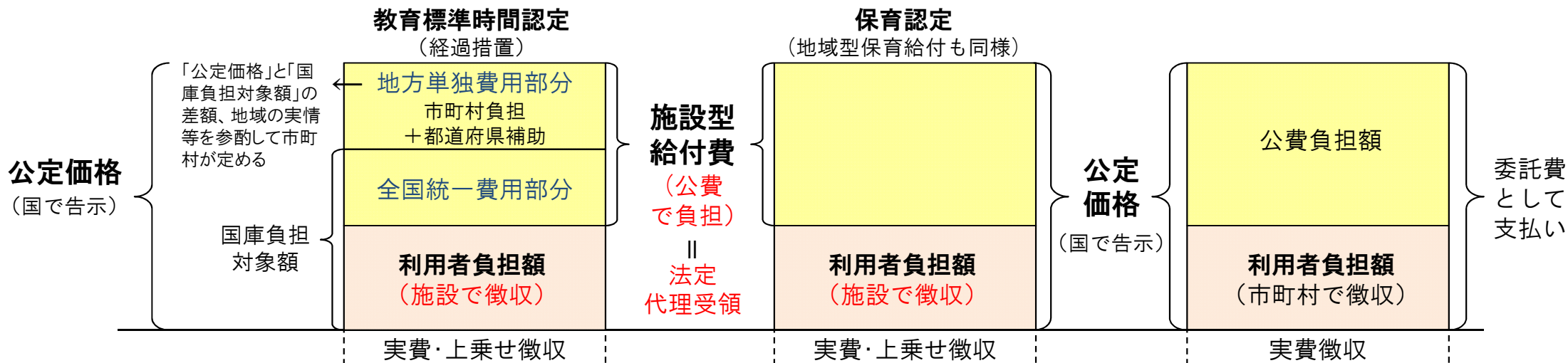
I . 公定価格の概要

公定価格の基本的構造

- 市町村の確認を受けた施設・事業は、公定価格により財政支援を保障。
 「公定価格」……教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額
 「利用者負担額」…政令で定める額を限度として保護者の世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額
 「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」 ※私立保育所は、公定価格全体を委託費として施設に支払う。
- 給付に係る財政措置は次のとおり。消費税増収分等を財源として、公私ともに質改善等が図られる。
 私立施設及び地域型保育給付 ……国1／2、都道府県1／4、市町村1／4
 ※教育標準時間認定の子どもに係る給付・財政負担等については経過措置がある。
 公立施設（地域型保育給付を除く） ……市町村10／10（地方交付税措置による一般財源）
- 市町村が定める利用者負担額のほか、「実費徴収」（通園送迎費、給食費、文房具費、行事費等）、それ以外の「上乗せ徴収」（教育・保育の質の向上を図るための対価。事前説明・書面同意を要する）も可。

《施設型給付》

《委託費》



【参考：各事項の関係（公定価格関係）】

保育の必要性の認定

➤ 給付等の支給に当たって必要な認定の基準等

・ 認定区分

- ①教育標準時間認定（3歳以上）
- ②保育認定（3歳以上）、③保育認定（3歳未満）

・ 保育必要量

（保育標準時間・保育短時間）

認可基準等

➤ 施設・事業の適切な運営を確保するための基準等

・ 職員配置基準

・ 施設基準

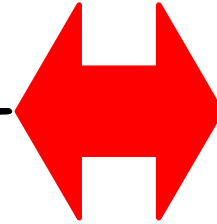
・ 施設・事業に求める実施内容等

確認制度

➤ 公費による財政支援の対象となることを確認するための基準等

・ 利用定員

・ 運営基準



公定価格

➤ 左の各事項を踏まえ、教育・保育に要する費用を算定

○共通要素①

・ 認定区分・年齢別

・ 保育必要量

・ 利用定員別

・ 地域区分別

※ 定員区分については、市町村が確認する教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を用いる。

○共通要素②

・ 人件費

・ 事業費

・ 管理費

○各種加算等

○その他

利用者負担

・ 利用者負担の水準

・ 実費徴収、上乘せ徴収

Ⅱ. 公定価格の骨格概要

幼稚園、認定こども園、小規模保育事業A型・B型の関係部分

「質の改善ベース」については、「0.7兆円の範囲で実施する事項」を本文に記載した上で、「1兆円超の範囲で実施する事項」の主要事項を枠囲いで追記している。

教育標準時間(1号)認定に係る公定価格の基本構造イメージ

※幼稚園の場合

現行水準ベース

基本額

- 人件費
 - 【教諭の配置基準】

4歳以上児	30:1
3歳児	20:1
 - 園長
 - 教諭(年齢別学級編制確保分含む)
 - 学校職員
 - 非常勤職員(学校医、歯科医、薬剤師の嘱託等)雇上費
- 管理費
 - 事務管理費、保健衛生費、減価償却費、補修費、苦情解決対策費等
- 事業費
 - 教材費等

加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
 - 満3歳児(※)の教諭配置加算(6:1)
 - 副園長、教頭配置加算(教諭との給与差額)
 - チーム保育加配加算
 - 通園送迎、給食実施加算(人件費(業務委託)分)
 - 処遇改善等加算
- 主に管理費
 - <事業の実施状況に応じて加算>
 - 外部監査費加算(公認会計士等による財務諸表監査)
 - 施設機能強化推進費加算
 - <幼稚園等の所在地域に応じて加算>
 - 冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

調整

- 配置基準を満たさない場合(経過措置) 等

質の改善ベース

基本額に組み込むことが想定されるもの

- 人件費
 - 事務負担への対応
 - 保育料徴収等を実施する事務職員(非常勤)を追加配置(週2日)

週5日分に引上げ
- 全施設で主幹教諭等を専任化し基本額に組み込み、補助者の経費を引上げ

加算により対応することが想定されるもの

- 主に人件費
 - 職員配置の改善
 - 3歳児の配置改善(20:1→15:1)
 - 職員処遇の改善(+3%)
 - 処遇改善等加算を充実

加算率+5%に引上げ
 - 地域の子育て支援・療育支援
 - 主幹教諭等を専任化するための職員を加配
 - 療育支援を補助する職員(非常勤)を加配
 - 子育て支援に係る事務経費
 - 栄養士の配置(嘱託)

嘱託を非常勤に改善
- 主に管理費
 - 小学校との接続改善(保幼小連携)

接続改善の人件費も措置
 - 第三者評価の受審費用

4歳児の配置改善(30:1→25:1)

療育支援の補助者の人件費を引上げ
子育て支援活動経費を引上げ

※ 「満3歳児」は、当該年度中に満3歳に達することにより幼稚園に入園する幼児をいう。

現行水準ベース

基本額

- 人件費
 - 保育士
 - 調理員
 - 非常勤職員(嘱託医等)雇上費
- 管理費
 - 事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等
- 事業費
 - 給食材料費、保育材料費等

【保育士の配置基準】

4歳以上児	30:1
3歳児	20:1
1・2歳児	6:1
0歳児	3:1

質の改善ベース

基本額に組み込むことが想定されるもの

- 人件費
 - 保育認定の2区分に応じた対応
 - 保育標準時間については、保育士1人(延長保育の給付化)及び非常勤保育士(3時間)を追加
 - 研修の充実
 - 研修機会確保のための代替要員費を追加(年2日)

年5日分に引上げ

加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
 - 所長設置加算
 - 事務職員雇上費加算
 - 主任保育士専任加算
 - 夜間保育加算
 - 処遇改善等加算
 - 入所児童処遇特別加算
- 主に管理費
 - <事業の実施状況に応じて加算>
 - 施設機能強化推進費
 - <保育所等の所在地域に応じて加算>
 - 冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

加算により対応することが想定されるもの

- 主に人件費
 - 職員配置の改善
 - 3歳児の配置改善(20:1→15:1)
 - 職員処遇の改善(+3%)
 - 処遇改善等加算を充実
 - 休日保育の充実
 - 担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)
 - 地域の子育て支援・療育支援
 - 療育支援を補助する職員(非常勤)を加配
 - 子育て支援に係る事務経費
 - 栄養士の配置(嘱託)
- 主に管理費
 - 減価償却費、賃借料等への対応
 - 小学校との接続改善(保幼小連携)
 - 第三者評価の受審費用

4歳児の配置改善
(30:1→25:1)
1歳児の配置改善
(6:1→5:1)

加算率+5%に引上げ

人件費の引上げ

療育支援の補助者の人件費を引上げ
子育て支援活動経費を引上げ

嘱託を非常勤に改善

接続改善の人件費も措置

調整

- 常態的に土曜日閉所する場合

等

認定こども園に係る公定価格の基本構造イメージ

※下線部については、施設内で重複等が発生しないように施設全体に振り分け、1号定員と2・3号定員で等分して積算

- 青字: 幼稚園と共通の項目
- 赤字: 保育所と共通の項目
- 黒字: 幼稚園及び保育所と共通の項目

現行水準ベース

基本額

【保育教諭の配置基準】

4歳以上児	30:1
3歳児	20:1
1・2歳児	6:1
0歳児	3:1

- 人件費
 - 園長
 - 保育教諭(年齢別学級編制確保分含む)
 - 調理員、学校職員
 - 非常勤職員(学校医、歯科医、薬剤師の嘱託等)雇上費
- 管理費
 - 事務管理費、保健衛生費、減価償却費、補修費、苦情解決対策費等
- 事業費
 - 給食材料費、教材費等

加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
 - 満3歳児(※)の教諭配置加算(6:1)
 - 副園長、教頭配置加算(教諭との給与差額)
 - チーム保育加配加算
 - 通園送迎、給食実施加算
- 主に管理費
 - 夜間保育加算
 - 入所児童処遇特別加算
 - 処遇改善等加算
- ＜事業の実施状況に応じて加算＞
 - 外部監査費加算(公認会計士等による財務諸表監査)
 - 施設機能強化推進費
- ＜所在地域に応じて加算＞
 - 冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

調整

- 常態的に土曜日閉所する場合
- 配置基準を満たさない場合(経過措置)

質の改善ベース

基本額に組み込むことが想定されるもの

- 人件費
 - 保育認定の2区分に応じた対応
 - 保育標準時間については、保育士1人(延長保育の給付化)及び非常勤保育士(3時間)を追加
 - 研修の充実
 - 研修機会確保のための代替要員費を追加
 - 地域の子育て支援・療育支援
 - 主幹保育教諭等を専任化するための職員を加配
 - 子育て支援に係る事務経費
 - 事務負担への対応
 - 保育料徴収等を実施する事務職員(非常勤)を追加配置(週2日)

加算により対応することが想定されるもの

- 主に人件費
 - 職員配置の改善
 - 4歳児の配置改善(30:1→25:1)
 - 3歳児の配置改善(20:1→15:1)
 - 1歳児の配置改善(6:1→5:1)
 - 職員処遇の改善(+3%)
 - 処遇改善等加算を充実
 - 休日保育の充実
 - 担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)
 - 地域の子育て支援・療育支援
 - 療育支援を補助する職員(非常勤)を加配
 - 栄養士の配置(嘱託)
- 主に管理費
 - 減価償却費、賃借料等への対応
 - 小学校との接続改善(保幼小連携)
 - 第三者評価の受審費用

※「満3歳児」は、1号子どもで、当該年度中に満3歳に達することにより認定こども園に入園する幼児をいう。

小規模保育事業に係る公定価格の基本構造イメージ

現行水準ベース

基本額

- 人件費
 - 保育従事者(保育士、家庭的保育者等)
 - 非常勤職員(調理員、事務職員、嘱託医等)雇上費
- 管理費
 - 事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等
- 事業費
 - 給食材料費、保育材料費等

加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
 - 管理者設置加算※
※管理者を設置する場合、事務職員との重複は調整
 - 保育士比率向上加算
 - 夜間保育加算
 - 処遇改善等加算
- 主に管理費
 - ＜事業の実施状況に応じて加算＞
 - 施設機能強化推進費
 - ＜保育所等の所在地域に応じて加算＞
 - 冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

調整

- 常態的に土曜日閉所する場合 ➤ 給食を提供しない場合(経過措置)
- 連携施設を設定しない場合(経過措置) 等

質の改善ベース

基本額に組み込むことが想定されるもの

- 人件費
 - 小規模保育の体制強化
 - 認可保育所の配置基準上の定数の他に保育士1人を配置
 - 保育認定の2区分に応じた対応 ※保育所の基準+1人となっていることから、延長保育基本分に相当する分については調整が必要
 - 非常勤保育士(3時間)を追加
 - 研修の充実
 - 研修機会確保のための代替要員費を追加
- 管理費
 - 小規模保育の体制強化
 - 連携施設に係る経費

年2→5日分に引上げ

加算により対応することが想定されるもの

- 主に人件費
 - 職員処遇の改善(+3%)
• 処遇改善等加算を充実 加算率+5%に引上げ
 - 休日保育の充実
 - 担当保育士の常勤化(休日保育の給付化) 人件費の引上げ
 - 障害児保育加算
 - 障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な子ども2人に保育士等1人を加配
 - 栄養士の配置(嘱託) 嘱託を非常勤に改善
- 主に管理費
 - 減価償却費、賃借料等への対応
 - 第三者評価の受審費用

子ども・子育て支援新制度における地域区分

※施設の所在地の区分が適用となる

都道府県	市 町 村	級地
北海道	札幌市	3/100地域
青森県		
岩手県		
宮城県	仙台市	6/100地域
	名取市 多賀城市 利府町 七ヶ浜町 村田町	3/100地域
秋田県		
山形県		
福島県		
	取手市	15/100地域
	つくば市	12/100地域
茨城県	水戸市 土浦市 守谷市 石岡市	10/100地域
	日立市 古河市 牛久市 ひたちなか市 那珂市 東海村 阿見町 大洗町	6/100地域
	龍ヶ崎市 筑西市 稲敷市 常総市 つくばみらい市 下妻市 坂東市 結城市 桜川市 境町 五霞町 八千代町 河内町 利根町	3/100地域
栃木県	宇都宮市 旧上河内町・旧河内町(宇都宮市)	6/100地域
	鹿沼市 小山市 大田原市 栃木市 日光市 さくら市 真岡市 下野市 壬生町 野木町	3/100地域
群馬県	前橋市 旧富士見村(前橋市) 高崎市 旧榛名町・旧吉井町(高崎市) 太田市 伊勢崎市 渋川市 みどり市 桐生市 大泉町 玉村町 千代田町 榛東村	3/100地域
	和光市	15/100地域
	さいたま市 志木市	12/100地域
	鶴ヶ島市	10/100地域
埼玉県	川越市 川口市 旧鳩ヶ谷市(川口市) 行田市 所沢市 飯能市 加須市 旧北川辺町・旧騎西町・旧大利根町(加須市) 東松山市 越谷市 戸田市 入間市 朝霞市 三郷市 狭山市 新座市 富士見市 蕨市 三芳町 羽生市	6/100地域
	熊谷市 旧江南町(熊谷市) 春日部市 鴻巣市 上尾市 草加市 久喜市 旧栗橋町・旧菖蒲町・旧鷲宮町(久喜市) 坂戸市 鳩山町 北川辺町 大利根町 杉戸町 幸手市 八潮市 蓮田市 吉川市 桶川市 日高市 深谷市 宮代町 嵐山町 滑川町 白岡町 松伏町 川島町 毛呂山町 越生町 吉見町 ときがわ町	3/100地域
千葉県	成田市 印西市 旧印旛村・旧本埜村(印西市)	15/100地域
	船橋市 浦安市 袖ヶ浦市	12/100地域
	千葉市 市川市 松戸市 富津市 四街道市 習志野市	10/100地域
	茂原市 佐倉市 柏市 市原市 白井市 八千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市 長柄町 長南町 木更津市 君津市	6/100地域
	野田市 東金市 流山市 八街市 酒々井町 栄町 山武市 富里市 大網白里町	3/100地域
東京都	特別区	18/100地域
	武蔵野市 町田市 国分寺市 国立市 福生市 狛江市 清瀬市 多摩市 稲城市 西東京市	15/100地域
	八王子市 立川市 府中市 昭島市 調布市 小平市 日野市	12/100地域
	三鷹市 青梅市 東村山市 あきる野市 東久留米市 小金井市 羽村市 日の出町 檜原村	10/100地域
	奥多摩町	6/100地域
	武蔵村山市 東大和市 瑞穂町	3/100地域
神奈川県	鎌倉市 厚木市	15/100地域
	横浜市 川崎市 海老名市	12/100地域
	横須賀市 藤沢市 茅ヶ崎市 相模原市 旧城山町・旧藤野町(相模原市) 大和市 綾瀬市 座間市 愛川町	10/100地域
	平塚市 秦野市 葉山町 逗子市 伊勢原市 寒川町 清川村 山北町	6/100地域
	小田原市 三浦市 二宮町 中井町 大井町 箱根町 大磯町	3/100地域
新潟県		
富山県	富山市 南砺市	3/100地域
石川県	金沢市	3/100地域
福井県	福井市	3/100地域
山梨県	甲府市	6/100地域
	身延町 南部町 富士河口湖町	3/100地域
長野県	長野市 旧信州新町・旧中条村(長野市) 松本市 旧波田町(松本市) 諏訪市 塩尻市 大町市 上田市 伊那市 岡谷市 飯田市 下諏訪町 築北村 長和町 辰野町 木曾町 木祖村 朝日村	3/100地域
岐阜県	岐阜市 大垣市 多治見市 美濃加茂市 関市 可児市 土岐市 各務原市 瑞穂市 羽島市 海津市 高山市 坂祝町 笠松町 岐南町	3/100地域

静岡県	静岡市 旧由比町(静岡市) 沼津市 御殿場市	6/100地域
	浜松市 三島市 富士宮市 旧芝川町(富士宮市) 富士市 旧富士川町(富士市) 磐田市 焼津市 旧大井川町(焼津市) 掛川市 袋井市 裾野市 島田市 藤枝市 湖西市 小山市 長泉町 清水町 川根本町 森町 函南町	3/100地域
	名古屋市 刈谷市 豊田市	12/100地域
	豊明市	10/100地域
愛知県	瀬戸市 碧南市 西尾市 旧一色町・旧幡豆町・吉良町(西尾市) 大府市 知多市 尾張旭市 長久手町	6/100地域
	豊橋市 岡崎市 一宮市 半田市 春日井市 津島市 安城市 犬山市 江南市 小牧市 稲沢市 東海市 知立市 愛西市 弥富市 豊山町 三好町 倉倉市 北名古屋 北名古屋市 新城市 蒲郡市 清須市 日進市 常滑市 豊川市 高浜市 扶桑町 東郷町 大口町 蟹江町 東浦町 阿久比町 幸田町 飛島村	3/100地域
三重県	鈴鹿市	10/100地域
	津市 四日市市	6/100地域
	桑名市 名張市 伊賀市 いなべ市 亀山市 東員町 朝日町 川越町 木曽岬町	3/100地域
滋賀県	大津市 草津市	10/100地域
	守山市 栗東市 野洲市	6/100地域
	彦根市 長浜市 旧虎姫町・旧高月町・旧余呉町・旧湖北町・旧木之本町・旧西浅井町(長浜市) 米原市 高島市 甲賀市 多賀町	3/100地域
京都府	京都市	10/100地域
	宇治市 亀岡市 京田辺市 南丹市 八幡市 城陽市 久御山町 宇治田原町	6/100地域
	向日市 旧木津町・旧加茂町・旧山城町(木津川市) 長岡京市 井出町 精華町 笠置町 南山城村	3/100地域
大阪府	大阪市 守口市 門真市	15/100地域
	吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 高石市	12/100地域
	堺市 東大阪市 豊中市 池田市 枚方市 茨木市 八尾市 摂津市 島本町	10/100地域
	河内長野市 和泉市 羽曳野市 藤井寺市 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市 松原市 大阪狭山市 忠岡町 豊能町 千早赤阪村	6/100地域
	柏原市 泉南市 四條畷市 交野市 阪南市 熊取町 田尻町 岬町 太子町 大東市 河南町	3/100地域
兵庫県	芦屋市	15/100地域
	西宮市 宝塚市	12/100地域
	神戸市 尼崎市	10/100地域
	伊丹市 三田市 川西市 猪名川町	6/100地域
	姫路市 明石市 加古川市 三木市 加西市 加東市 小野市 高砂市 播磨町 稲美町	3/100地域
奈良県	天理市	12/100地域
	奈良市 大和郡山市 川西町	10/100地域
	大和高田市 橿原市 御所市	6/100地域
	桜井市 香芝市 宇陀市 斑鳩町 王寺町 生駒市 五條市 葛城市 安堵町 河合町 上牧町 広陵町 田原本町 吉野町 三郷町 平群町 山添村 明日香村 曽爾村	3/100地域
和歌山県	和歌山市 橋本市 紀の川市 岩出市 かつらぎ町	3/100地域
鳥取県		
島根県		
岡山県	岡山市 旧建部町・旧瀬戸町(岡山市)	3/100地域
広島県	広島市 府中町	10/100地域
	廿日市市 海田町 坂町 呉市 安芸太田町 熊野町	3/100地域
山口県	周南市 岩国市	3/100地域
徳島県		
香川県	高松市	3/100地域
愛媛県		
高知県		
福岡県	福岡市	10/100地域
	北九州市 筑紫野市 春日市 太宰府市 旧前原市・旧二丈町・旧志摩町(糸島市) 福津市 宇美町 新宮町 粕屋町 飯塚市 大野城市 志免町 須恵町 那珂川町 久山町 古賀市	3/100地域
佐賀県	佐賀市	3/100地域
長崎県	長崎市	3/100地域
熊本県		
大分県		
宮崎県		
鹿児島県		
沖縄県		

※上記に記載のない市町村は「その他地域」となる。

処遇改善等加算について

処遇改善等加算は保育所運営費の民改費を参考として現在検討中。

そのため現段階では、暫定的に以下の現行の保育所運営費における民改費における加算率の区分に当てはめて計算し、質改善後は、加算率に+3%を加算することが考えられる。

①民間施設給与等改善費（保育所運営費）

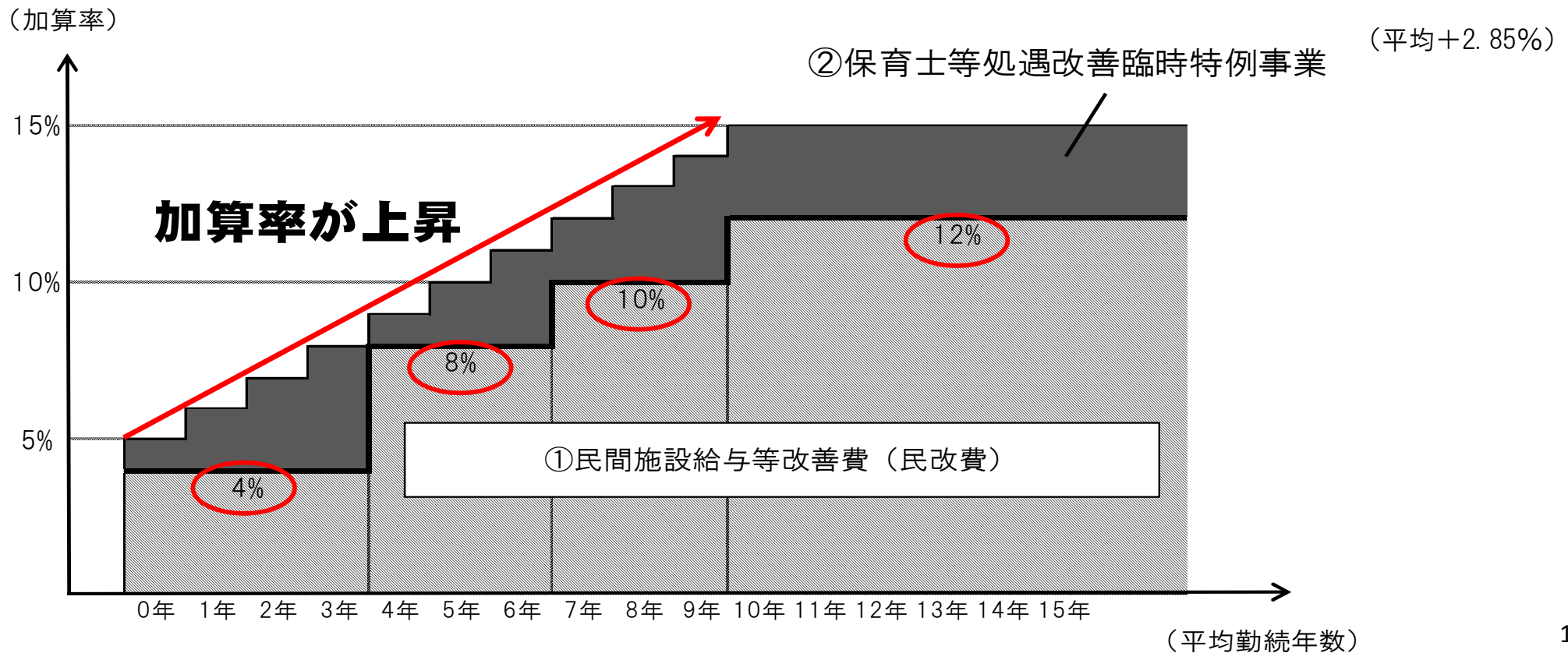
主として公・私施設間における職員の初任給、諸手当等水準の格差是正および法人における定昇財源の確保という観点から、保育所運営費の加算を行う。

（加算方法）

保育所に勤務する全ての常勤職員の平均勤続年数により、4～12%の4段階の加算率に区分して加算単価を設定。

②保育士等処遇改善臨時特例事業（安心こども基金（平成26年度は保育緊急確保事業））

保育士の処遇改善のため、民間施設給与等改善費（民改費）を基礎に、上乗せ相当額を保育所運営費とは別に「保育士等処遇改善臨時特例事業」として各保育所に対して交付。その際、効果の確認として、保育所に対し、①処遇改善計画の策定、②実績報告を求める。



教員配置数の計算方法について

公定価格の加算額等の適用に当たっては、幼稚園を含め、年齢別教職員配置の考え方が導入される（認定こども園については、認可・認定基準でもある）。

①年齢別配置基準に基づく必要配置数

- 年齢別（年度の初日の前日における満年齢。1号認定子どもの満3歳児は3歳児扱い）に、子どもの数を配置基準で除し（小数点第2位以下切捨て）、各々を合計した後に小数点第1位を四捨五入。園長は必要配置数に含めない。
- 3歳児の配置改善（20:1→15:1）がなされる場合は、計算式中「1/20」を「1/15」に置き換えることとなる。
- なお、1号給付については36人～300人の施設に1名の学級編制調整加配、2号・3号給付については～90人の施設に1名の休けい保育士加配がされているため、必要配置数に1名を加えることが必要。
※ 学級編制は年齢別配置基準と関係がなく、引き続き学級編制基準（原則35人上限）による。

計算式

（幼稚園）

$$\text{必要配置数} = 3\text{歳児} \times 1/20 + (4\text{歳児} + 5\text{歳児}) \times 1/30$$

（認定こども園）

$$\text{必要配置数} = 0\text{歳児} \times 1/3 + (1\text{歳児} + 2\text{歳児}) \times 1/6 + 3\text{歳児} \times 1/20 + (4\text{歳児} + 5\text{歳児}) \times 1/30$$

※教育標準時間認定子どもに満3歳児配置対応加算を適用する場合

$$3\text{歳児} \times 1/20 \quad \rightarrow \quad \text{満3歳入園児} \times 1/6 + \text{満3歳入園児以外の3歳児} \times 1/20$$

②短時間勤務職員の常勤換算

- 年齢別配置基準に基づく必要配置数や公定価格上の加配数については、常勤者は実人数、非常勤・短時間勤務者は常勤換算値により算定する。ただし、学級担任は原則常勤専任であること、各組・グループに1人以上（乳児は2人以上）配置されていること、短時間勤務の教育・保育に従事する者を充てる場合の勤務時間数が常勤の教育・保育に従事する者を充てる場合の勤務時間数以上となることが条件。

計算式

$$\text{常勤換算値} = \frac{\text{常勤職員以外の教育・保育に従事する者の1か月の勤務時間数の合計}}{\text{各施設の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数}}$$

人件費

<公定価格における人件費について>

○公定価格の設定に当たって、多くの割合を占める主な職員に係る人件費については、以下のとおり設定。

<幼稚園等における幼稚園教諭等について>

	職員数	人件費（年額※4）
園長、副園長・教頭※1	1人	約440万円
主幹教諭	1人※2	約410万円
教諭※3	3歳児 20:1 4歳以上児 30:1	約340万円

※1 副園長・教頭は設置した場合の加算。

※2 教諭のうち1人を主幹教諭として費用を算定。

※3 上記の他、すべての学級に専任の学級担任を配置するための教諭(学級編制調整教諭)を1人加配(利用定員36人以上300人以下の施設)。

※4 地域区分が「その他地域」の場合。社会保険料等を含まず。

※5 このほか、基本分単価には、事務職員1人(常勤、年額約340万円。利用定員91人以上には非常勤1人を加配)が含まれる。

<保育所等における保育士等について>

	職員数	人件費（年額※5）
所長※1	1人	約440万円
主任保育士	1人※2	約410万円
保育士※3	乳児 3:1 1、2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1	約340万円
調理員	2人※4	約280万円

※1 所長は設置した場合の加算。

※2 保育士のうち1人を主任保育士として費用を算定。

※3 上記の他、休けい保育士を1人加配(利用定員90人以下は常勤、利用定員91人以上は非常勤)。

※4 利用定員40人以下の場合は1人、利用定員151人以上の場合は3人(うち1人は非常勤)。

※5 地域区分が「その他地域」の場合。社会保険料等を含まず。主任保育士・保育士は超過勤務手当の相当額を含む。

※6 このほか、基本分単価には、事務職員1人(非常勤・週3日分。年額約80万円)が含まれる。

Ⅲ. 公定価格と私学助成との比較

園児1人当たりの年間収入で公定価格と現行収入を比較する方法(例)

「公定価格」＝「施設型給付費」＋「利用者負担額」(月25,700円＝年30万8400円が上限)

※公定価格は年齢別に額が異なるので、全体収入を園児数で割って平均を出す

「現行収入」＝「私学助成」(経常費)＋「納付金」(新制度の利用者負担額上限を超える分は除く)
(1) (2)

全国平均
46万円
(H26予算ベース)

現行収入の計算方法

(1) 「私学助成」(経常費)

- ・都道府県補助金収入のうち基幹的な経常費補助分を園児1人当たりで計算
収入から除くべきもの

①預かり保育・子育て支援・特別支援教育などの補助、②施設整備の補助、③都道府県・市町村の単独事業※

※ 新制度の施設型給付との関係を踏まえた見直しが行われる可能性あり

(2) 「納付金」

- ・新制度の利用者負担額(1人当たり年額30万8400円)を上限として計算

→ 上限超過分は「上乗せ徴収」への移行の可否を検討

- ・新制度で実費徴収に切り替えるものは控除(例:物品・行事・給食・バスなど個人で異なる費用)

(方法1) 園則で定める園児1人当たり納付金を年額換算(就園奨励費補助は保育料等に含まれる整理)

保育料 ＋ 入園料 ＋ 施設設備資金 ＋ その他の納付金 － 実費徴収切替分

※ 納付金ごとの徴収方法に応じ年額換算 (例)3年保育の幼稚園の入園料は3分の1にする

(方法2) 収支計算書の納付金等から園児1人当たりを計算

(納付金(就園奨励費補助を代理受領した場合は軽減後の額) ＋ 就園奨励費補助(代理受領した場合)
＋ 奨学費・徴収不能額 － 実費徴収切替分) ÷ 園児数

(参考) 幼稚園と保育所の子ども1人当たり費用負担(年額)の状況

①平成26年度政府予算ベース

	幼稚園		保育所(3~5歳児)	
	公立 (28万人)	私立 (132万人)	公立 (57万人)	私立 (77万人)
公費負担	35万円 (うち国費0.3万円)	23万円 (うち国費5.1万円)	19万円 (うち国費0万円)	23万円 (うち国費11.5万円)
実質 保護者負担	7万円 (月額0.6万円)	23万円 (月額1.9万円)	34万円 (月額2.8万円)	32万円 (月額2.7万円)
総額	42万円	46万円	53万円	55万円

(注) 幼稚園就園奨励費、私学助成、保育所運営費の平成26年度政府予算ベースで地方交付税措置額等から推計。施設整備費を除く。

②平成24年度経営実態調査(子ども・子育て会議資料より)

(幼稚園)

実員区分	入所児童1人当たり支出額
~ 60人	717千円 (41人) < 7.3人 >
61人~ 90人	564千円 (77人) < 9.3人 >
91人~150人	533千円 (118人) < 12.2人 >
151人~210人	488千円 (181人) < 16.0人 >
211人~	464千円 (303人) < 22.7人 >
平均	526千円 (176人) < 15.0人 >

(保育所) ※0~5歳児全体

実員区分	入所児童1人当たり支出額
~ 60人	1,214千円 (43人) < 13.8人 >
61人~ 90人	1,005千円 (73人) < 17.4人 >
91人~120人	860千円 (105人) < 23.4人 >
121人~150人	802千円 (136人) < 27.5人 >
151人~	750千円 (196人) < 35.2人 >
平均	935千円 (102人) < 22.1人 >

(注1) ()内は平均入所児童(実員)数、< >内は常勤換算従事者数。

(注2) 「入所児童1人当たり支出額」は、一時預かり事業や他の受託事業に係る部分を控除した支出総額を計算し、入所児童(実員)数で除して算出している。

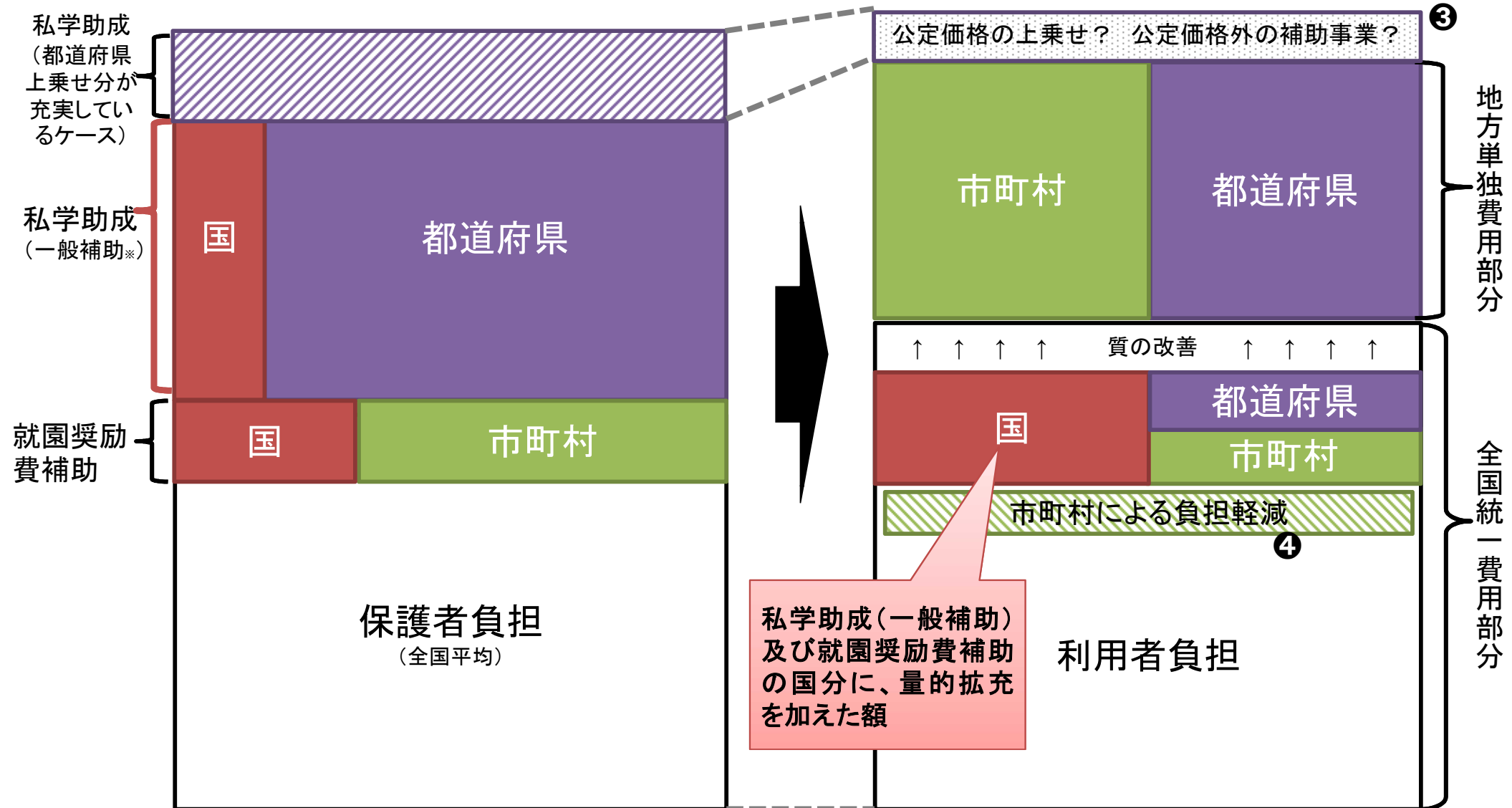
新制度への移行に伴う財政支援の変更イメージ

現 状

私学助成(特別補助)、自治体単独事業
+

新制度

私学助成(特別補助等※)^①、自治体単独事業^②
+



※ 国の私学助成のうち、一般補助のうち一種免許促進、財務状況改善や、特別補助(子育て支援(預かり保育)、特別支援など)については、引き続き、私学助成の対象とする方向で検討中。

財政支援等関係FAQ(抜粋)

平成26年6月4日(水)都道府県・政令市・中核市
向け説明会資料より

<p>現行の私立幼稚園(施設型給付を受けない幼稚園)に対する国の私学助成や就園奨励費補助は、新制度施行後にどうなるのか。</p>	<p>(施設型給付を受けない幼稚園) 新制度に入らない幼稚園に対する財政支援は、現行どおり、私学助成及び保護者への就園奨励費補助で行うこととなりますが、子ども・子育て関連3法案に対する国会の附帯決議で「施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする」とされていることも踏まえ、これらの財政支援の充実に努めていくこととしている。ただし、消費税増加分は社会保障4経費に充てることとされており、私学助成はこの対象になっていない。 なお、国は、各都道府県が私立幼稚園に補助した場合、その一部を補助するという性質上、都道府県が私学助成を行うことが前提となるが、国としては、施設型給付を受けない幼稚園には、引き続き私学助成により支援していく方針である。</p> <p>(認定こども園(幼保連携型、幼稚園型)及び施設型給付を受ける幼稚園) 一般補助は基本的に実施しない予定であるが、一種免許状の保有の促進と財務状況の改善の支援については、引き続き実施する方向で検討する。また、特別補助については、幼稚園特別支援教育経費支援と教育の質の向上を図る学校支援経費支援を引き続き実施する予定。預かり保育推進事業については、市町村の一時預かり事業が円滑に実施されない特別の事情がある場合の過渡的な措置として実施する方向で検討する。就園奨励費補助事業は実施しない予定。</p>
<p>認定こども園・施設型給付を受ける幼稚園に対して都道府県や市町村が私学助成や給付の上乗せを行うことに問題はないか。</p>	<p>各都道府県や各市町村としての私立学校教育の振興の考え方に基づいて独自に助成を行うことは可能(教育基本法第8条参照)。この場合、市町村による施設型給付の支給とは別に、都道府県が独自に、現行同様、幼稚園への団体補助(機関補助)として私学助成を行う方式や、同様に、市町村が幼稚園への団体補助(機関補助)として独自に補助を行う(市町村の補助に対し都道府県がその経費の一部を補助することもあり得る)方式が考えられる。 なお、市町村が、個人給付である施設型給付として、国の設定する公定価格を上回る給付(単価の上乗せ、独自の加算項目などを設定)を行う方式も考えられる(ただし、当該上回る給付部分に係る子ども・子育て支援法による都道府県による補助について、市町村と都道府県で協議が必要)が、施設・市町村の双方にとって、給付実績や審査等の多大な事務負担増となることや、特に広域利用の施設については施設から市町村、市町村から国・都道府県への請求に過誤のないよう注意を要することに留意が必要と考える。</p>
<p>教育標準時間認定子どもに係る公定価格の中で、給付の地方単独費用部分の対象となる加算はどれか。あるいは、基本分単価、加算単価ともに、一定の割合により国庫負担対象額と地方単独費用部分とで費用分担するのか。</p>	<p>全国統一費用部分及び地方単独費用部分の性格を踏まえながら、実際の算定実務への影響を極力小さくする方向で関係省庁と調整を進めている。</p>
<p>地方単独費用部分に係る市町村負担・都道府県補助に係る割合はどうなるのか。また、地方自治体負担分に係る交付税措置はどうなるのか。</p>	<p>本則における市町村と都道府県の費用負担(1:1)を踏まえ、経過措置である地方単独費用部分についても、市町村実質負担:都道府県補助=1:1の割合とする方向で関係省庁と調整を進めている。こうした考えのもと、交付税措置について、総務省と調整して予算編成過程で決定する。</p>

私立幼稚園の新制度への円滑移行について

私立幼稚園が、市町村が実施主体である新制度に円滑に移行できるよう、以下の事項に留意して対応

(平成26年4月10日付3府省事務連絡)

主な課題

対応

市町村と幼稚園の関係構築、
体制整備

- 市町村による私立幼稚園の状況把握、関係構築等
- 都道府県(私学担当)による市町村への支援
- 地方版子ども・子育て会議等への幼稚園関係者の参画

計画に基づく
認定こども園や新制度への円滑な移行支援

- 都道府県等計画における必要量(ニーズ)が供給を下回っても、認定こども園への移行希望を踏まえ、計画の必要量に上乗せして、都道府県による認可が受けられる仕組みと運用の確保
- 新制度への移行の時期は、27年度に限られず、いつでも可能(意向は毎年確認予定)
- 調理施設等の施設整備支援や認定こども園の運営費支援などの積極的な活用

施設型給付の適正な実施
(公定価格の「二階建て」(注)対応)

- 標準的な給付水準を踏まえた国基準に基づき国庫負担・補助額や地財措置を設定
- 市町村は、国基準に基づき市町村の給付額を設定
- 仮に、国基準と異なる額を設定する場合には、費用等の実態を十分に踏まえるとともに、下回る場合には合理的な理由説明を実施

- 給付額の設定・一時預かり単価・条件等について、国基準と異なる場合は、市町村の子ども・子育て会議等で審議

一時預かり事業(幼稚園型)
の適正な実施

- 幼稚園の実施状況、意向等を把握し、保護者のニーズに基づく事業の実施が必要。特に、新制度への移行により幼稚園の預かり保育・一時預かり事業の利用が継続できず、保護者の混乱を招くことのないよう十分な配慮が不可欠。
- 仮に、市町村が何らかの条件等を設ける場合には、保護者のニーズ等を十分に踏まえた合理的な理由説明を実施

- 都道府県の子ども・子育て会議等で、域内市町村の実施状況等を報告・審議
- 国において、各市町村の額や理由などの実施状況を調査・公表

(注)教育標準時間認定子ども(1号認定子ども)に係る施設型給付費の額は、当分の間、市町村が定めることとされ、その財源構成は、国及び都道府県が3/4を負担する「一階部分」と、都道府県が一定割合を補助する「二階部分」に分かれる。

IV. 公定価格の仮単価

平成26年5月26日(月)子ども・子育て会議配付資料より

公定価格の仮単価について～抜粋～	・・・P14
公定価格の骨格案について(詳細版)～抜粋～	・・・P37

公定価格の仮単価について

～抜 粋～

幼稚園、認定こども園、小規模保育事業A型・B型の関係部分

平成26年5月26日

1. 子ども・子育て支援新制度の施行について

- 子ども・子育て支援新制度については、子ども・子育て支援法の附則において、「消費税率が10%に引き上げられる日の属する年の翌年の4月1日までの間において政令で定める日から施行する」とされている。
- 子ども・子育てをめぐるっては、教育・保育の質の維持・向上や深刻な待機児童問題をはじめ、様々な課題を抱えており、その解決が急務であることから、新制度のできるだけ早い施行が望まれている。
- このため、政府としては、これまで子ども・子育て支援法の想定する最も早い施行日である平成27年4月の施行を想定して、地方自治体や事業者等の関係者ととも、準備を進めてきた。
- 今般、公定価格の仮単価の提示や、各自治体において基準の条例案の上程を開始する6月議会を迎えるに当たり、関係者に安心して施行準備を進めていただくため、予定どおり27年4月に施行する方針の下、取り組むこととした。
- なお、消費税率10%への引上げの取扱いについては、最終的には経済状況等を総合的に勘案して適切に判断することとしており、この方針に変わりはない。

2. 公定価格の仮単価の位置付けについて

- 公定価格の具体的な内容は、各年度の予算編成過程において財源の確保とセットで検討され、各年度の予算において確定するものである。
しかしながら、1. のとおり、地方自治体・事業者等の関係者が安心して準備を進め、新制度を円滑に実施するためには、12月の予算編成を待たず、できる限り早期に、事業者等に対し、新制度への参入・事業展開に当たっての判断材料となる情報を提供することが必要であり、このため、今般、公定価格の仮単価を提示するものである。
- その上で、この公定価格の仮単価は、税制抜本改革法の定めのとおり消費税率の引上げが行われた場合、平成29年度に消費税増収額が満年度化し、子ども・子育て支援分野に0.7兆円程度の財源が確保される予定であることを踏まえ、「0.7兆円の範囲で実施する事項」を基に作成した（資料1-2）。
- 一方で、平成27・28年度は、消費税増収額が満年度化する前の年度であり、消費税増収額のうち子ども・子育て支援分野に充てられる額は、各年度の予算編成を経て確定するものであることから、平成27・28年度の単価は、それぞれ平成27・28年度の予算編成時に確定することとなる。（この場合、平成27・28年度の公定価格は、「0.7兆円の範囲で実施する事項」を反映する前の水準と、今般お示しする仮単価の水準の間の水準となることが想定される。）
- また、新制度の国会審議を通じて、子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」を実現するためには1兆円超の財源が必要とされたところであり、政府においては、その確保に最大限努力することとしている。
0.7兆円との差の0.3兆円超の財源については、引き続き予算編成過程でその確保に取り組むものであり、0.3兆円超の財源の確保がなされた場合には、更なる充実が図られることとなる。
- 今般、公定価格の仮単価をお示しすることにより、地方自治体、事業者等の関係者に新制度の準備を更に進めていただくこととし、今後準備を進めていく過程でいただく御意見等については、平成27年度予算の編成過程においてそれらを踏まえて調整を図り、平成27年度の公定価格を確定させていくこととしたい。

3. 公定価格の仮単価

(1) 公定価格の仮単価

今般提示する公定価格の仮単価は、「資料1-2 公定価格仮単価表」であり、3月末に提示した公定価格の骨格で示した地域区分別（7区分）、利用定員別（17区分等）、認定区分別、年齢別、保育必要量別等に応じた「基本額」及び「各種加算額」の金額を具体的に記載したものである。

(2) 施設・事業に適用される仮単価の例示

この仮単価表に基づき、1つの施設・事業に着目して、当該施設・事業に適用される仮単価の全体像を例示した（次頁～13頁）。例示に当たっての前提条件は、次のとおりである。

〔施設・事業ごとの公定価格仮単価の例示に係る前提条件〕

- ・地域区分：その他の地域（人件費の地域差を反映した加算がない地域）
- ・定員区分：施設型給付については幼稚園・保育所・認定こども園の平均的な規模に該当する定員区分（下枠参照）

【定員区分】

- ・幼稚園：「151人～180人」（私立幼稚園の平均的な規模）
- ・保育所：「81人～90人」（保育所の平均的な規模）
- ・認定こども園：教育標準時間認定（1号）部分は「106～120人」、保育認定（2号・3号）部分は「51人～60人」（施設全体を180人程度（認定こども園の平均的な規模）とした上で、利用実態に応じて1号と2・3号を振り分け）

地域型保育給付については各事業の平均的（中間的）な規模又は一般的に想定される規模に該当する定員区分（下枠参照）

【定員区分】

- ・家庭的保育・居宅訪問型保育：定員区分なし
- ・小規模保育：「6人～12人」（6～19人の中間的な規模：12人が該当）
- ・事業所内保育：「6人～12人」（6～19人の中間的な規模：12人が該当）

※ 地域区分、利用定員区分、児童の年齢構成や保育必要量の状況、加算項目の実施状況等は個々の施設等で異なるものであり、次頁から13頁に示したものは上記の前提による例示である。

【幼稚園（教育標準時間認定（1号））〔180人〕】

現行の保育所の加算率（民改費）は平均10%（職員の平均勤続年数による）。
質改善により「+3%」。

赤字：質改善事項

基本部分					加算部分1（続く）									
地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	基本分単価（※）	処遇改善等加算	副園長・教頭設置加算	処遇改善等加算	3歳児配置改善加算	処遇改善等加算	満3歳児対応教諭配置加算（3歳児配置改善加算無し）	処遇改善等加算	満3歳児対応教諭配置加算（3歳児配置改善加算有り）	処遇改善等加算	
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑧	⑧	⑨	⑨	⑨	⑨	
その他地域	151人から180人まで	1号	4歳以上児 3歳児	25,070 31,280	(31,280) + (290) × 加算率	550	5 × 加算率	(注1) (6,210)	(60 × 加算率) 60 × 加算率	43,500	430 × 加算率	37,290	370 × 加算率	

3歳から4歳に達しても年度中は3歳の単価から変わらない。

2人以上の場合は加配人数を乗じた額が加算単価となる。

加算部分1（続き）						調整部分		
チーム保育加配加算（注2）	処遇改善等加算	通園送迎加算	処遇改善等加算	給食実施加算	処遇改善等加算	外部監査費加算	年齢別配置基準を下回る場合	定員を恒常的に超過する場合
⑩	⑩	⑪	⑪	⑫	⑫	⑬	⑭	⑮
2,070	20 × 加算率	500	5 × 加算率	190 × 週当たり実施日数	1 × 週当たり実施日数 × 加算率	3,110 ※3月分の単価に加算	(2,070 + 20 × 加算率) × 人数	(⑤~⑭) × 91/100

加算部分2

主幹教諭等専任加算	⑯	基本額 (108,530 + 1,080 × 加算率)	処遇改善等加算 ÷ 各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算
子育て支援活動費加算	⑰	基本額 (4,050 + 40 × 加算率)	処遇改善等加算 ÷ 各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算
療育支援加算	⑱	A 基本額 (36,570 + 360 × 加算率)	処遇改善等加算 ÷ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
		B 基本額 (24,380 + 240 × 加算率)	処遇改善等加算 ÷ 各月初日の利用子ども数	
冷暖房費加算	⑲	1級地 1,650	4級地 1,150	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
		2級地 1,480	その他地域 110	
		3級地 1,460		
学校関係者評価加算	⑳	59,420 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
除雪費加算	㉑	5,950		※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	㉒	146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	㉓	150,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算	㉔	96,840 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	㉕	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算	㉖	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算

（注1）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）
 （注2）チーム保育教諭等が1人の場合の加算額（利用定員45人以下は1人、46人以上150人以下は2人、151人以上270人以下は3人、271人以上は4人を上限として加算）
 （※）質の改善事項における事務負担への対応（非常勤2日分）を含む。

【保育所（保育認定（2号・3号））【90人】】

赤字：質改善事項

基本部分（※1）				加算部分1（続く）																	
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分 ⑤		処遇改善等加算		所長設置加算 ⑧	処遇改善等加算 ⑨												
				保育標準時間認定 基本分単価 ⑥	(注)	保育短時間認定 基本分単価 ⑥	(注)			保育標準時間認定 ⑦	保育短時間認定 ⑦										
その他地域	81人から 90人まで	2号	4歳以上児	36,730	(42,890)	32,000	(38,160)	+	290	(350) × 加算率	+	250	(310) × 加算率	+	4,780	+	40 × 加算率	+	(注) (6,160)	(60 × 加算率)	
			3歳児	42,890	(89,230)	38,160	(84,500)	+	350	(780) × 加算率	+	310	(740) × 加算率	+	6,160	+	60 × 加算率				
		3号	1、2歳児	89,230	(150,820)	84,500	(146,090)	+	780	(1,390) × 加算率	+	740	(1,350) × 加算率								
			乳児	150,820		146,090		+	1,390	× 加算率	+	1,350	× 加算率								

加算部分1（続き）				調整部分				
休日保育加算 ⑩	処遇改善等加算	夜間保育加算 ⑪	処遇改善等加算	減価償却費加算 ⑫	賃借料加算 ⑬	分園の場合 ⑭	常態的に土曜日に閉所する場合 ⑮	定員を恒常的に超過する場合 ⑯
休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 216,500	休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 2,160 × 加算率	各月初日の利用子ども数	10,980 (9,340)	A地域 2,300 B地域 2,200 C地域 2,100 D地域 2,000 ※標準地域単価	a地域 2,300 b地域 2,200 c地域 2,100 d地域 2,000 ※標準地域単価	(⑥+⑦+⑧) × 10/100	(⑥+⑦+⑨+⑪) × 9/100	(⑥~⑯) × 91/100

主任保育士専任加算 (※2) ⑰	基本額 (248,150 +)	処遇改善等加算 2,480 × 加算率)	※各月初日の利用子ども数の単価に加算
療育支援加算 ⑱	A 基本額 (49,870 +)	処遇改善等加算 490 × 加算率)	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子ども数の単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
	B 基本額 (33,250 +)	処遇改善等加算 330 × 加算率)	
事務職員雇上費加算 ⑲	基本額 (46,100 +)	処遇改善等加算 460 × 加算率)	※各月初日の利用子ども数の単価に加算
冷暖房費加算 ⑳	1 級 地 1,650	4 級 地 1,150	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
	2 級 地 1,480	その他地域 110	
	3 級 地 1,460		
除雪費加算 ㉑	5,950		※3月初日の利用子ども数の単価に加算
降灰除去費加算 ㉒	146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子ども数の単価に加算
入所児童処遇特別加算 ㉓	400時間以上 800時間未満	456,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※加算額は、高齢者等の年間総雇用時間数を基に区分 ※3月初日の利用子ども数の単価に加算
	800時間以上1200時間未満	760,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	
	1200時間以上	1,065,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	
施設機能強化推進費加算 ㉔	150,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子ども数の単価に加算
小学校接続加算 ㉕	96,840 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子ども数の単価に加算
栄養管理加算 ㉖	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子ども数の単価に加算
第三者評価受審加算 ㉗	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子ども数の単価に加算

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)
 (※1) 質の改善事項における 研修代替要員費(非常勤年2日分) を含む。
 (※2) 質の改善事項における 子育て支援活動費 を含む。

【認定こども園（教育標準時間認定（1号））〔120人〕】

赤字：質改善事項

基本部分					加算部分1（続く）												
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	基本分単価 （※1） ⑤	処遇改善等加算 ⑥	副園長・ 教頭設置 加算 ⑦	学級編制 調整加配 加算 ⑧	3歳児配置 改善加算 ⑨	満3歳児対応教 諭配置加算（3歳 児配置改善加算 無し） ⑩	満3歳児対応教 諭配置加算（3歳 児配置改善加算 有り） ⑩							
その他 地域	106人 から 120人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	22,020 (28,230) 28,230	200 (260) 260	830	3,100	(注2) (6,210) 6,210			43,500						
					×加算率	+ 8×加算率	+ 30×加算率	+ (60×加算率)			+ 430×加算率						+ 370×加算率

加算部分1（続き）					調整部分			
チーム 保育加配加 算 （注2） ⑪	通園送迎 加算 ⑫	給食実施加算 ⑬	外部監査費加算 ⑭	主幹教諭等の専任 化により子育て支 援の取組みを実施 していない場合 ⑮	年齢別配置基準 を下回る場合 ⑯	職員配置基準上 求められる職員 資格を有しない 場合 ⑰	定員を恒常的に 超過する場合 ⑱	
+ 3,100 + 30×加算率	+ 650 + 6×加算率	+ 230×週当たり 実施日数 + 2×週当たり 実施日数×加算率	+ 認定こども園全体 の利用定員 151人～180人 3,110 ※3月分の単価に 加算	- (930 + 9×加算率)	- (3,100 + 30×加算率) × 人数	- (2,110 + 20×加算率) × 人数	(⑤～⑰) × 94/100	

療育支援加算 ^(※2)	19	A (基本額 18,280 + 処遇改善等加算 180×加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
		B (基本額 12,190 + 処遇改善等加算 120×加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	
事務職員雇上費加算	20	(基本額 78,020 + 処遇改善等加算 780×加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	※認定こども園全体（1号～3号）の利用定員が91人以上の場合に各月初日の利用子どもの単価に加算
冷暖房費加算	21	1級地 1,650 4級地 1,150	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
		2級地 1,480 その他地域 110	
		3級地 1,460	
学校関係者評価加算 ^(※2)	22	29,710 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
除雪費加算	23	5,950	※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算 ^(※2)	24	73,420 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算 ^(※2)	25	75,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算 ^(※2)	26	48,420 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算 ^(※2)	27	75,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算

加算部分2

(注1) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）
 (注2) チーム保育教諭等が1人の場合の加算額（利用定員45人以下は1人、46人以上150人以下は2人、151人以上270人以下は3人、271人以上は4人を上限として加算）
 (※1) 質の改善事項における事務負担への対応（非常勤週2日分）、主幹教諭専任加算及び子育て支援活動費を含む
 (※2) 1号と2・3号にまたがる費用のため、加算額（⑭外部監査費加算については、認定こども園全体（1号～3号）の利用定員の規模に応じた費用）は1号と2・3号で等分して計上

【認定こども園（保育認定（2号・3号））【60人】】

赤字：質改善事項

				基本部分（※）				加算部分1（続く）							
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分 ⑤				処遇改善等加算							
				保育標準時間認定		保育短時間認定		保育標準時間認定		保育短時間認定		3歳児配置改善加算			
				基本分単価 ⑥	(注1)	基本分単価 ⑥	(注1)	⑦	(注1)	⑦	(注1)	⑧	⑧	⑨	⑨
その他地域	51人から60人まで	2号	4歳以上児	54,810	(60,970)	47,730	(53,890)	+	480	(540) × 加算率	400	(460) × 加算率	+	(注) (6,160)	(60 × 加算率)
			3歳児	60,970	(107,310)	53,890	(100,230)	+	540	(970) × 加算率	460	(890) × 加算率	+	6,160	60 × 加算率
		3号	1、2歳児	107,310	(168,900)	100,230	(161,820)	+	970	(1,580) × 加算率	890	(1,500) × 加算率	+		
			乳児	168,900		161,820		+	1,580	× 加算率	1,500	× 加算率	+		
							+					+	休日保育加算 休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 216,500	休日保育加算 休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 2,160 × 加算率	各月初日の利用子ども数

加算部分1（続き）				調整部分							
夜間保育加算 ⑩	処遇改善等加算	減価償却費加算 ⑪	賃借料加算 ⑫	外部監査費加算 ⑬	1号認定子どもの利用定員を設定しない場合 ⑭	分園の場合 ⑮	常態的に土曜日に閉所する場合 ⑯	主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合 ⑰	年齢別配置基準を下回る場合 ⑱	配置基準上求められる職員資格を有しない場合 ⑲	定員を恒常的に超過する場合 ⑳
+ 13,200 (注) (11,560)	+ 60 × 加算率	+ A地域 2,700 B地域 2,600 C地域 2,400 D地域 2,300 ※標準地域単価	+ a地域 2,700 b地域 2,600 c地域 2,400 d地域 2,300 ※標準地域単価	+ 認定こども園全体の利用定員 151人~180人 3,110 ※3月分の単価に加算	+ (3,570 + 30 × 加算率)	- ((6+7) × 10/100)	- ((6+7) + (8+10) × 7/100)	- 2,050 + 20 × 加算率	- (6,160 + 60 × 加算率) × 人数	- (3,470 + 30 × 加算率) × 人数	- ((6~19) × 90/100)

療育支援加算(注2)	⑳	基本額 A (24,930 +)	処遇改善等加算 240 × 加算率)	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
		基本額 B (16,620 +)	処遇改善等加算 160 × 加算率)	
冷暖房費加算	㉑	1級地 1,650 2級地 1,480 3級地 1,460	4級地 1,150 その他地域 110	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
学校関係者評価加算(注2)	㉒	29,710 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
除雪費加算	㉓	5,950		※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算(注2)	㉔	73,430 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
入所児童処遇特別加算	㉕	400時間以上 800時間未満	456,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※加算額は、高齢者等の年間総雇用時間数を基に区分 ※3月初日の利用子どもの単価に加算
		800時間以上 1200時間未満	760,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	
		1200時間以上	1,065,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	
施設機能強化推進費加算(注2)	㉖	75,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算(注2)	㉗	48,420 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	㉘	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算(注2)	㉙	75,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算

加算部分2

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

(注2) 1号認定子どもの利用定員を設定しない場合、それぞれの額に「2」を乗じて算定(1号と2・3号にまたがる費用のため、加算額(⑬外部監査加算については、認定こども園全体(1号~3号)の利用定員の規模に応じた費用)を1号と2・3号で等分して計上していることに伴う調整)

(※) 質の改善事項における研修代替要員費(非常勤年2日分)及び子育て支援活動費を含む。

【小規模保育事業A型（保育認定（3号））〔12人〕】

赤字：質改善事項

基本部分				加算部分1（続く）												
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分 ⑤		加算部分1（続く）		管理者設置加算 ⑧	処遇改善等加算							
				保育標準時間認定		保育標準時間認定										
				基本分単価 ⑥	(注)	基本分単価 ⑥	(注)			保育標準時間認定 ⑦	保育短時間認定 ⑦					
その他地域	6人から12人まで	3号	1、2歳児	145,750	(207,450)	141,120	(202,820)	+	1,350	(1,960) × 加算率	1,310	(1,920) × 加算率	+	30,130	+	300 × 加算率
			乳児	207,450		202,820		+	1,960	× 加算率	1,920	× 加算率				

加算部分1（続き）						調整部分													
障害児保育加算 ⑩		処遇改善等加算 (注)		休日保育加算 ⑪		夜間保育加算 ⑫		減価償却費加算 ⑬		賃借料加算 ⑭		連携施設を設定しない場合 ⑮		食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑯		常態的に土曜日に閉所する場合 ⑰		定員を恒常的に超過する場合 ⑱	
+	123,410	(61,700)	+	1,230	(610) × 加算率	+	216,500	+	38,170	+	A地域 2,700 B地域 2,600 C地域 2,400 D地域 2,300 ※標準地域単価	+	2,050	-	(6+7+12) × 12/100	-	(6+7+10+12) × 9/100	-	(6~17) × 82/100
+	61,700		+	610	× 加算率	+	216,500	+	330 × 加算率	+		+		-		-		-	

※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算

加算部分2	冷暖房費加算 ⑲	1級地 1,650	4級地 1,150	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
		2級地 1,480	その他地域 110	
		3級地 1,460		
	除雪費加算 ⑳	5,950		※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算 ㉑	146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算	
施設機能強化推進費加算 ㉒	150,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算	
栄養管理加算 ㉓	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算	
第三者評価受審加算 ㉔	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算	

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）

【小規模保育事業B型（保育認定（3号））〔12人〕】

赤字：質改善事項

基本部分						加算部分1（続く）									
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分 ⑤		保育標準時間認定		保育短時間認定		管理者設置加算 ⑧	処遇改善等加算	保育士比率向上加算		処遇改善等加算	
				保育標準時間認定		保育短時間認定		保育標準時間認定				保育短時間認定		処遇改善等加算	
				基本分単価 ⑥	(注)	基本分単価 ⑥	(注)	⑦ (注)	⑦ (注)			⑧	⑧	⑨ (注)	(注)
その他地域	6人から12人まで	3号	1、2歳児	119,730 (164,090)	115,100 (159,460)	+	1,090 (1,530) × 加算率	1,050 (1,490) × 加算率	+	30,130 + 300 × 加算率	+	13,010 (21,680)	+ 130 (220) × 加算率		
			乳児	164,090	159,460	+	1,530 × 加算率	1,490 × 加算率	+	21,680	+ 220 × 加算率				

加算部分1（続き）						調整部分																	
障害児保育加算 ⑩ (注)		処遇改善等加算 (注)		休日保育加算 ⑪		夜間保育加算 ⑫		減価償却費加算 ⑬		賃借料加算 ⑭		連携施設を設定しない場合 ⑮		食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑯		常態的に土曜日に閉所する場合 ⑰		定員を恒常的に超過する場合 ⑱					
+	88,720 (44,360)	+	880 (440) × 加算率	+	休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 172,830	+	休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 1,720 × 加算率	+	各月初日の利用子ども数	+	38,170 + 330 × 加算率	+	A地域 2,700 B地域 2,600 C地域 2,400 D地域 2,300 ※標準地域単価	+	a地域 3,800 b地域 3,600 c地域 3,400 d地域 3,200 ※標準地域単価	-	2,050	-	(⑥+⑦+⑫) × 14/100	-	(⑥+⑦+⑩+⑫) × 11/100	-	(⑥~⑰) × 81/100
+	44,360	+	440 × 加算率																				

※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算

冷暖房費加算	⑰	1級地 1,650	4級地 1,150	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
		2級地 1,480	その他地域 110	
		3級地 1,460		
除雪費加算	⑳	5,950		※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	㉑	146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	㉒	150,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	㉓	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算	㉔	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算

加算部分2

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）

< 参考 > 「0.7兆円の範囲で実施する事項」を反映させる前の仮単価

- 2. (2頁)のとおり、今般提示する公定価格の仮単価は、「0.7兆円の範囲で実施する事項」を基に作成した。
- この際、地方自治体・事業者等の関係者の参考となるよう、「0.7兆円の範囲で実施する事項」により、どのような改善が図られるのかを明らかにすることとし、比較の基となる「0.7兆円の範囲で実施する事項」を反映させる前の仮単価を、「参考資料「0.7兆円の範囲で実施する事項」を反映させる前の仮単価表」(以下、「質改善前の仮単価表」という。)としてお示しする。
- 質改善前の仮単価表は、資料1-2の仮単価表と同様の構造である。
質改善前の仮単価表に基づき、1つの施設・事業に着目して、当該施設・事業に適用される仮単価の全体像を例示した(次頁~24頁)。
例示に当たっての前提条件は、資料1-2の仮単価表に係る例示に当たっての前提条件(3頁)と同じである。

【幼稚園（教育標準時間認定（1号））〔180人〕】

基本部分					加算部分1（続く）				
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	基本分単価 ⑤ (注1)	処遇改善等加算 ⑥ (注1)	副園長・ 教頭設置 加算 ⑦	処遇改善 等加算	満3歳児対 応教諭配置 加算 ⑨	処遇改善等 加算
その他 地域	151人から 180人まで	1号	4歳以上児	24,860 (31,070)	230 (290) × 加算率	550	5 × 加算率	43,500	430 × 加算率
			3歳児	31,070	290 × 加算率				

加算部分1（続き）						調整部分		
チーム 保育加配加 算 (注2) ⑩	処遇改善等 加算	通園送迎 加算 ⑪	処遇改善等 加算	給食実施加算 ⑫	処遇改善等加算	外部監査費加算 ⑬	年齢別配置基準 を下回る場合 ⑭	定員を恒常的に超 過する場合 ⑮
+ 2,070	+ 20 × 加算率	+ 500	+ 5 × 加算率	+ 190 × 週当たり 実施日数	+ 1 × 週当たり 実施日数 × 加算率	+ 3,110 ※3月分の単価に加算	- (2,070 + 20 × 加算率) × 人数	(⑤~⑭) × 91/100

加算部分2	冷暖房費加算 ⑰	1級地 1,650 2級地 1,480 3級地 1,460	4級地 1,150 その他地域 110	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
	学校関係者評価加算 ⑳	59,420 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	除雪費加算 ㉑	5,950		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	降灰除去費加算 ㉒	146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	施設機能強化推進費加算 ㉓	150,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算

（注1）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）

（注2）チーム保育教諭等が1人の場合の加算額（利用定員45人以下は1人、46人以上150人以下は2人、151人以上270人以下は3人、271人以上は4人を上限として加算）

【保育所（保育認定（2号・3号））【90人】】

基本部分					加算部分1（続く）					
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	基本分単価 ⑥ (注)	処遇改善等加算 ⑦ (注)		所長設置加算 ⑧	処遇改善等加算		
その他地域	81人から90人まで	2号	4歳以上児	31,750 (37,880)	+	250 (310) × 加算率	+	4,780	+	40 × 加算率
			3歳児	37,880 (83,980)	+	310 (740) × 加算率				
		3号	1、2歳児	83,980 (145,320)	+	740 (1,350) × 加算率				
			乳児	145,320	+	1,350 × 加算率				

加算部分1（続き）				調整部分		
休日保育加算 ⑩	処遇改善等加算	夜間保育加算 ⑪ (注)	処遇改善等加算	分園の場合 ⑭	常態的に土曜日に閉所する場合 ⑮	定員を恒常的に超過する場合 ⑯
$+ \left(\frac{\text{休日保育の年間延べ利用子ども数} \sim 209人}{216,500} + \frac{\text{休日保育の年間延べ利用子ども数} \sim 209人}{2,160} \times \text{加算率} \right) \div \text{各月初日の利用子ども数}$		$+ \frac{10,850 (9,240)}{9,240} + 40 \times \text{加算率}$		$- \frac{(\text{⑥} + \text{⑦} + \text{⑧}) \times 10}{100}$	$- \frac{(\text{⑥} + \text{⑦} + \text{⑪}) \times 9}{100}$	$- \frac{(\text{⑥} \sim \text{⑮}) \times 91}{100}$

加算部分2	主任保育士専任加算 ⑰	基本額 (244,090 + 処遇改善等加算 2,440 × 加算率)	※各月初日の利用子ども単価に加算 ÷各月初日の利用子ども数												
	事務職員雇上費加算 ⑱	基本額 (46,100 + 処遇改善等加算 460 × 加算率)	※各月初日の利用子ども単価に加算 ÷各月初日の利用子ども数												
	冷暖房費加算 ⑳	<table border="1"> <tr> <td>1級地</td> <td>1,650</td> <td>4級地</td> <td>1,150</td> </tr> <tr> <td>2級地</td> <td>1,480</td> <td>その他地域</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td>1,460</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1級地	1,650	4級地	1,150	2級地	1,480	その他地域	110	3級地	1,460			※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
	1級地	1,650	4級地	1,150											
	2級地	1,480	その他地域	110											
	3級地	1,460													
	除雪費加算 ㉑	5,840	※3月初日の利用子ども単価に加算												
	降灰除去費加算 ㉒	144,180 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子ども単価に加算												
	入所児童処遇特別加算 ㉓	<table border="1"> <tr> <td>400時間以上 800時間未満</td> <td>448,000 ÷ 3月初日の利用子ども数</td> </tr> <tr> <td>800時間以上1200時間未満</td> <td>746,000 ÷ 3月初日の利用子ども数</td> </tr> <tr> <td>1200時間以上</td> <td>1,045,000 ÷ 3月初日の利用子ども数</td> </tr> </table>	400時間以上 800時間未満	448,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	800時間以上1200時間未満	746,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	1200時間以上	1,045,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※加算額は、高齢者等々の年間総雇用時間数を基に区分 ※3月初日の利用子ども単価に加算						
	400時間以上 800時間未満	448,000 ÷ 3月初日の利用子ども数													
800時間以上1200時間未満	746,000 ÷ 3月初日の利用子ども数														
1200時間以上	1,045,000 ÷ 3月初日の利用子ども数														
施設機能強化推進費加算 ㉔	150,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子ども単価に加算													

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）

【認定こども園（教育標準時間認定（1号））〔120人〕】

基本部分					加算部分1（続く）				
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	基本分単価 （※1） ⑤	処遇改善等加算 ⑥	副園長・ 教頭設置 加算 ⑦	学級編制 調整加配 加算 ⑧	満3歳児対応教 諭配置加算 ⑩	
その他 地域	106人 から 120人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	21,840 (28,050) 28,050	200 (260) × 加算率 260 × 加算率	830	8 × 加算率 3,100	30 × 加算率 43,500	

加算部分1（続き）					調整部分			
チーム 保育加配加 算 (注2) ⑪	通園送迎 加算 ⑫	給食実施加算 ⑬	外部監査費加算 ⑭	主幹教諭等の専任 化により子育て支 援の取組みを実施 していない場合 ⑮	年齢別配置基準 を下回る場合 ⑯	職員配置基準上 求められる職員 資格を有しない 場合 ⑰	定員を恒常的に 超過する場合 ⑱	
+ 3,100 + 30 × 加算率	+ 650 + 6 × 加算率	+ 230 × 適当たり 実施日数 + 2 × 適当たり 実施日数 × 加算率	+ 3,110 ※3月分の単価に 加算	- (930 + 9 × 加算率)	- (3,100 + 30 × 加算率) × 人数	- (2,110 + 20 × 加算率) × 人数	(⑤~⑱) × 94/100	

加算部分2	事務職員雇上費加算 ⑳	基本額 (78,020 + 780 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	処遇改善等加算	※認定こども園全体（1号～3号）の利用定員が91人以上の場合に各月初日の利用子どもの単価に加算
	冷暖房費加算 ㉑	1 級 地 1,650 2 級 地 1,480 3 級 地 1,460	4 級 地 1,150 その他地域 110	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号 及び第2号に掲げる地域 その他地域：1 級地から4 級地以外の地域
	学校関係者評価加算(※2) ㉒	29,710 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	除雪費加算 ㉓	5,950		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	降灰除去費加算(※2) ㉔	73,420 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算(※2) ㉕	75,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算

(注1) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）

(注2) チーム保育教諭等が1人の場合の加算額（利用定員45人以下は1人、46人以上150人以下は2人、151人以上270人以下は3人、271人以上は4人を上限として加算）

(※1) 主幹教諭等専任加算を含む

(※2) 1号と2・3号にまたがる費用のため、加算額（⑭外部監査費加算については、認定こども園全体（1号～3号）の利用定員の規模に応じた費用）は1号と2・3号で等分して計上

【認定こども園（保育認定（2号・3号））〔60人〕】

基本部分					加算部分1（続く）			
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	基本分単価 ⑥ (注)	処遇改善等加算 ⑦ (注)		休日保育加算 ⑨	
その他 地域	51人 から 60人 まで	2号	4歳以上児	47,140 (53,270)	+	400 (460) × 加算率	$\left(\begin{array}{l} \text{休日保育の年間} \\ \text{延べ利用子ども} \\ \text{数} \\ \sim 209人 \\ 216,500 \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{休日保育の年間} \\ \text{延べ利用子ども} \\ \text{数} \\ \sim 209人 \\ 2,160 \\ \times \text{加算率} \end{array} \right) \div$	各月初 日の利 用子ど も数
			3歳児	53,270 (99,370)	+	460 (890) × 加算率		
		3号	1、2歳児	99,370 (160,710)	+	890 (1,500) × 加算率		
			乳児	160,710	+	1,500 × 加算率		

加算部分1（続き）		調整部分							
夜間保育加算 ⑩ (注)	外部監査費加算 ⑬ (※2)	1号認定子どもの 利用定員を設 定しない場合 ⑭	分園の場合 ⑮	常態的に土曜日 に閉所する場合 ⑯	主幹教諭等の専任化 により子育て支援の 取組みを実施してい ない場合 ⑰	年齢別配置基準を下回る 場合 ⑱	配置基準上求められる職 員資格を有しない場合 ⑲	定員を恒常 的に超過す る場合 ⑳	
+ 13,060 (11,450)	+ 60 × 加算率	+ (3,080 + 30 × 加算率)	- ((6+7) × 10/100)	- ((6+7+10) × 7/100)	- (2,030 + 20 × 加算率)	- (6,130 + 60 × 加算率) × 人数	- (3,440 + 30 × 加算率) × 人数	- ((6~19) × 91/100)	
+ 11,450									

冷暖房費加算 ⑫	1級地	1,650	4級地	1,150	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号 及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
	2級地	1,480	その他地域	110	
	3級地	1,460			
学校関係者評価加算 ^(注2) ⑬	29,710 ÷ 3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算	
除雪費加算 ⑭	5,840			※3月初日の利用子どもの単価に加算	
降灰除去費加算 ^(注2) ⑮	72,090 ÷ 3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算	
入所児童処遇特別加算 ⑯	400時間以上 800時間未満	448,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※加算額は、高齢者等々の年間総雇用時間数を基に区分 ※3月初日の利用子どもの単価に加算	
	800時間以上1200時間未満	746,000 ÷ 3月初日の利用子ども数			
	1200時間以上	1,045,000 ÷ 3月初日の利用子ども数			
施設機能強化推進費加算 ^(注2) ⑰	75,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算	

加算部分2

(注1) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）

(注2) 1号認定子どもの利用定員を設定しない場合、それぞれの額に「2」を乗じて算定（1号と2・3号にまたがる費用のため、加算額（⑬外部監査加算については、認定こども園全体34号～3号）の利用定員の規模に応じた費用）を1号と2・3号で等分して計上していることに伴う調整）

【小規模保育事業A型（保育認定（3号））〔12人〕】

基本部分					加算部分1（続く）		
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	基本分単価 ⑥ (注)	処遇改善等加算 ⑦ (注)		管理者設置加算 ⑧
その他地域	6人から12人まで	3号	1、2歳児	138,110 (199,550)	+	1,280 (1,890) × 加算率	+ 30,120 + 300 × 加算率
			乳児	199,550	+	1,890 × 加算率	

加算部分1（続き）				調整部分			
休日保育加算 ⑪		処遇改善等加算		夜間保育加算 ⑫		処遇改善等加算	
+	休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 216,500	+	休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 2,160 × 加算率	+	各月初日の利用子ども数	+	37,970 + 330 × 加算率
				-		⑬	
						⑭	
						⑮	
						⑯	
						⑰	
						⑱	

加算部分2	冷暖房費加算 ⑲	1 級 地	1,650	4 級 地	1,150	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1 級地から4 級地以外の地域
		2 級 地	1,480	その他地域	110	
		3 級 地	1,460			
	除雪費加算 ⑳	5,840				※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算 ㉑	144,180 ÷ 3月初日の利用子ども数				※3月初日の利用子どもの単価に加算	
施設機能強化推進費加算 ㉒	150,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数				※3月初日の利用子どもの単価に加算	

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）

【小規模保育事業B型（保育認定（3号））〔12人〕】

基本部分					加算部分1（続く）									
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	基本分単価 ⑥ (注)	処遇改善等加算 ⑦ (注)		管理者設置加算 ⑧	保育士比率向上加算 ⑨ (注)						
その他地域	6人から12人まで	3号	1、2歳児	112,150 (156,290)	+	1,020 (1,460)	×	加算率	+	12,980 (21,630)	+	130 (210)	×	加算率
			乳児	156,290	+	1,460	×	加算率	+	30,120	+	300	×	加算率

加算部分1（続き）				調整部分		
休日保育加算 ⑪		夜間保育加算 ⑫		食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑬	常態的に土曜日に閉所する場合 ⑭	定員を恒常的に超過する場合 ⑮
休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 172,830	休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 1,720	各月初日の利用子ども数	37,970	(⑬+⑭+⑮) × 15/100	(⑬+⑭) × 10/100	(⑬~⑮) × 81/100
+	+	÷	+	-	-	
	× 加算率		+	×	×	

加算部分2	冷暖房費加算 ⑲	1 級 地	1,650	4 級 地	1,150	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1 級地から4 級地以外の地域
		2 級 地	1,480	その他地域	110	
		3 級 地	1,460			
	除雪費加算 ⑳		5,840			※3月初日の利用子どもの単価に加算
	降灰除去費加算 ㉑		144,180 ÷ 3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算
	施設機能強化推進費加算 ㉒		150,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）

質改善による仮単価の比較

- 地方自治体・事業者等の関係者の参考となるよう、1つの施設・事業から見て、「0.7兆円の範囲で実施する事項」によりどの程度の質改善が行われるかを、比較表の形で次頁から32頁にお示しする。
- これらの比較表は、「公定価格仮単価の例示」(4頁～13頁)と「質改善前の仮単価表の例示」(15頁～24頁)について、1つの施設・事業に着目して作成した例示である。例示に当たっての前提条件は、次のとおりである。

〔 比較表の前提条件 〕

- ・ 地域区分 : その他の地域 (人件費の地域差を反映した加算がない地域)
- ・ 定員区分 : 下枠のとおり

【施設型給付の利用定員】

- ・ 幼稚園 : 「180人」(私立幼稚園の平均的な規模)
- ・ 保育所 : 「90人」(保育所の平均的な規模)
- ・ 認定こども園 : 施設全体:「180人」(教育標準時間認定(1号)部分:「120人」・保育認定(2号・3号)部分:「60人」)
(平均的な規模の認定こども園の利用実態に応じて1号と2・3号を振り分け)

【地域型保育給付の利用定員】

- ・ 家庭的保育 : 「4人」
- ・ 小規模保育 : 「12人」(6～19人の中間的な規模:12人が該当)
- ・ 事業所内保育 : 「12人」(6～19人の中間的な規模:12人が該当)
- ・ 居宅訪問型保育 : 「1人」

※ 地域区分、利用定員区分、児童の年齢構成や保育必要量の状況、加算項目の実施状況等は個々の施設等で異なるものであり、次頁から32頁に示したものは上記の前提条件の下での例示である。

- * なお、今般お示しする仮単価(資料1-2と参考資料)を用いて、各施設・事業者において、それぞれの施設等の実情に合わせて質改善前後の比較試算を行うことが可能である。

<幼稚園> 仮単価の単価表に基づいた1施設当たりの公定価格の総額・比較表

○ 180人（私立幼稚園の平均的な規模）とした上で、現在の園児の学齢別の構成割合の実態を踏まえて設定。

		園児数	構成割合
4歳以上児	30：1	122人	68.1%
3歳児	20：1	54人	29.8%
満3歳児		4人	2.1%
合計		180人	100.0%

地域区分：その他地域

項目	金額 (質改善前)	金額 (質改善後)	備考
基本分単価(⑤)	58,020千円	58,473千円	・事務負担への対応（非常勤職員週2日）を基本額へ組み込み
処遇改善(⑥)	5,386千円(10%)	7,001千円(13%)	・10%は現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費加算に相当する加算を保育所の勤続年数と同じ仮定で適用したもの ・質改善により、3%の改善を実施
加算部分1(⑦～⑬)	16,440千円	21,375千円	・副園長・教頭設置加算、満3歳児対応教諭配置加算、チーム保育加配加算(2人分)、通園送迎加算、給食実施加算(週3日)、外部監査費加算 ・3歳児配置改善加算を追加
加算部分2(⑭～⑳)	59千円	2,109千円	・学校関係者評価加算 ・療育支援加算、主幹教諭等専任加算、子育て支援活動費加算、小学校接続加算、栄養管理加算を追加
合計	79,905千円	88,960千円	・増加額:9,054千円(11.3%)

<保育所> 仮単価の単価表に基づいた1施設当たりの公定価格の総額・比較表

- 90人（私立保育所の平均的な規模）とした上で、保育所を利用している子どもの各年齢別の構成割合の実態を踏まえて設定。

	児童数	構成割合
4歳以上児（30：1）	34人	38.3%
3歳児（20：1）	18人	19.7%
1、2歳児（6：1）	30人	33.3%
乳児（3：1）	8人	8.7%
合計	90人	100.0%

※地域区分：その他地域

※保育標準時間と保育短時間の比率は7：3と仮定

項目	金額 (質改善前)	金額 (質改善後)	備考
基本分単価(⑥)	65,320千円	69,319千円	・保育標準時間への対応を基本額へ組み込み
処遇改善(⑦)	5,650千円(10%)	7,738千円(13%)	・10%は現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費加算に相当する加算を保育所の勤続年数と同じ仮定で適用したもの ・質改善により、3%の改善を実施
加算部分1(⑧～⑬)	5,594千円	7,223千円	・所長設置加算 ・3歳児配置改善加算を追加
加算部分2(⑰～㉓)	3,823千円	4,783千円	・主任保育士専任加算、事務職員雇上費加算 ・療育支援加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算を追加
合計	80,387千円	89,063千円	・増加額:8,676千円(10.8%)

<認定こども園> 仮単価の単価表に基づいた1施設当たりの公定価格の総額・比較表

- 180人（認定こども園の平均的な規模）とした上で、認定こども園を利用している子どもの各年齢別の構成割合の実態を踏まえて設定。

	児童数	1号	2、3号	構成割合
4歳以上児 (30:1)	106人	81人	25人	58.9%
3歳児 (20:1)	49人	36人	13人	27.2%
1、2歳児 (6:1)※	20人	3人	17人	11.1%
乳児 (3:1)	5人		5人	2.8%
合計	180人	120人	60人	100.0%

※1号認定においては、満3歳児の児童数及び満3歳児対応教諭を配置する場合の配置基準。

※地域区分：その他地域

※保育標準時間と保育短時間の比率は7：3と仮定

項目	金額 (質改善前)	金額 (質改善後)	備考
基本分単価 (1号:⑤、2・3号:⑥)	86,722千円	91,065千円	・事務負担への対応（非常勤職員週2日）、保育標準時間認定への対応等を基本額へ組み込み
処遇改善 (1号:⑥、2・3号:⑦)	7,794千円(10%)	10,656千円(13%)	・10%は現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費加算に相当する加算を保育所の勤続年数と同じ仮定で適用したもの ・質改善により、3%の改善を実施
加算部分1 (1号:⑦~⑭、2・3号:⑧~⑬)	20,381千円	25,006千円	・副園長・教頭設置加算、学級編制調整加配加算、満3歳児対応教諭配置加算、チーム保育加配加算(2人分)、通園送迎加算、給食実施加算(週3日)、外部監査費加算 ・3歳児配置改善加算を追加
加算部分2 (1号:⑰~⑳、2・3号㉑~㉓)	1,080千円	1,707千円	・事務職員雇上費加算、学校関係者評価加算 ・療育支援加算、小学校接続加算、栄養管理加算を追加
合計	115,978千円	128,434千円	・増加額:12,456千円(10.7%)

<小規模保育事業> 公定価格の単価表に基づいた1事業所当たりの公定価格の総額・比較表

- A型・B型は定員12人(6~19人の中間)として、保育所を利用している子どもの各年齢別の構成割合の実態を踏まえて設定。
- C型は現行のグループ型小規模保育事業の平均的な定員規模(10人)を踏まえて設定

小規模保育事業A型・B型

	児童数	構成割合
1、2歳児(6:1)	9人	75.0%
乳児(3:1)	3人	25.0%
合計	12人	100.0%

小規模保育事業C型

	児童数	構成割合
3歳未満児(5:2)	10人	100.0%
合計	10人	100.0%

※地域区分：その他地域

※保育標準時間と保育短時間の比率は7:3と仮定

項目	金額 (質改善前)	金額 (質改善後)	備考
基本分単価(⑥)	22,100千円(A型) 17,739千円(B型) 15,835千円(C型)	23,043千円(A型) 18,671千円(B型) 16,865千円(C型)	・保育標準時間への対応を基本額へ組み込み
処遇改善(⑦)	2,063千円(A型・10%) 1,627千円(B型・10%) 1,464千円(C型・10%)	2,794千円(A型・13%) 2,228千円(B型・13%) 2,031千円(C型・13%)	・10%は現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費加算に相当する加算を保育所の勤続年数と同じ仮定で適用したもの ・質改善により、3%の改善を実施
加算部分1(⑧~⑭)	4,769千円	5,390千円	・管理者設置加算 ・賃借料加算(C地域標準)を追加
加算部分2(⑰~⑳)	0千円	270千円	・栄養管理加算、第三者評価受審加算を追加
合計	28,932千円(A型) 24,135千円(B型) 22,068千円(C型)	31,496千円(A型) 26,559千円(B型) 24,558千円(C型)	・増加額:2,565千円(8.9%)(A型) 2,424千円(10.0%)(B型) 2,490千円(11.3%)(C型)

<参考> 公定価格（仮単価）の設定に関し指摘された主な課題への対応

1. 認定こども園の公定価格（2・3号給付）と保育所の公定価格（2・3号給付）との関係

事項	前回までの整理	対応
①学校歯科医 （基本額）	幼・認：嘱託費用を計上 保：特になし	➤ 保育所にも嘱託歯科医手当に相当する額を基本額に計上
②副園長 ・教頭（加算）	幼・認：職員配置基準上の教諭との人件費差額を加算 保：特になし	➤ 2・3号のみの幼保連携型認定こども園に関しては設けないこととして、保育所と均衡を図る。
③年齢別学級 編制（基本額）	幼・認：学級編制に必要な教諭の人件費を計上 保：特になし	
④事務職員 （基本額）	幼・認：常勤1人分＋非常勤週2日分 ※2・3号のみの認定こども園は、保育所の対応＋非常勤週2日分（合計：非常勤週7日分） 保：非常勤週3日分（基本額）＋非常勤週2日分（加算）	➤ 原案通り

2. 認定こども園関係

事項	前回までの整理	対応
①管理者 （基本額、加算）	1施設当たり、園長1人分の人件費を基本額に計上 ※副園長1人分の人件費を加算により計上	➤ 原案通り
②主幹保育教諭 （基本額）	1施設当たり、主幹保育教諭1人分の人件費、専任加算等を計上	➤ 1号給付と2・3号給付それぞれに主幹保育教諭の人件費、専任加算等を計上 ※2・3号のみの園は、原案通り（保育所と同じ）

3. 地域型保育関係

事項	前回までの整理	対応
賃借料 （加算）	地域別の加算水準を設定 ※特別区等の大都市部で、小規模保育事業1ヶ所当たり、約3.5万円程度（月額）	➤ 民間の家賃水準を踏まえた地域別の加算水準に見直し ※特別区等の大都市部で、小規模保育事業1ヶ所当たり、約10万円程度（月額）

平成26年5月26日(月)
子ども・子育て会議基準
検討部会配付資料
参考資料2

公定価格の骨格案について (詳細版)

～抜 粋～

平成26年5月26日

※ 資料中「参考資料3」とあるのは、平成26年4月23日の子ども・子育て会議基準検討部会(第19回)配布資料の参考資料3「公定価格・利用者負担の主な論点について」を参照のこと。

※

幼 稚 園
(教育標準時間認定(1号))

①地域区分 …施設の所在する地域(市町村)に応じて7区分設定 (⇒参考資料3P24参照)

18/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②定員区分 …施設の利用定員に応じて17区分設定 (⇒参考資料3P36参照)

15人まで	16～25人	…(10人単位)…	36～45人	46～60人	…(15人単位)…	136～150人	151～180人	…(30人単位)…	271～300人	301人以上
-------	--------	-----------	--------	--------	-----------	----------	----------	-----------	----------	--------

③認定区分 …認定区分に応じて設定(教育標準時間認定:1号)(⇒参考資料3P16参照)

④年齢区分 …子どもの満年齢に応じて2区分(4歳以上児、3歳児) (⇒参考資料3P16参照)

⑤基本分単価^(注) …①～④の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価 (⇒基本分単価の内訳はP6参照)

※ 質の改善事項における事務負担への対応(非常勤2日分)を含む

⑥処遇改善等加算^(注) …職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算
(⇒参考資料3P51参照)

⑦副園長・教頭設置加算^(*1) …副園長・教頭を配置する場合に必要な人件費(教諭との差額)を加算(⇒参考資料3P45参照)

⑧3歳児配置改善加算^{(注)(*1)} …3歳児の配置基準を15:1により実施する場合に必要な人件費等を加算
(⇒参考資料3P44参照)

⑨・⑨' 満3歳児対応教諭配置加算^(*1) …満3歳児を担当する教諭等を配置する(6:1)場合に必要な人件費等を加算
(⇒参考資料3P44参照)

※ 「満3歳児」は、当該年度中に満3歳に達することにより幼稚園に入園する幼児をいう。

※ 当該加算単価は、満3歳児にのみ反映(加算単価に満3歳園児数を乗じた額が施設当たりの加算額)

※ 上記⑧「3歳児配置改善加算」を適用する場合は、⑨ではなく⑨'を適用する。

⑩チーム保育加配加算^(*1) …チーム保育を担当する教諭等を配置する場合に必要な人件費等を加算
(⇒参考資料3P45参照)

※ チーム保育を行う教諭等が1人の場合の加算額(利用定員45人以下は1人、46人以上150人以下は2人、151人以上270人以下は3人、271人以上は4人を上限として加算)

⑪通園送迎加算^(*1) …通園送迎を行う施設に、送迎バスの運転手の人件費等(業務委託費を含む)を加算
(⇒参考資料3P114参照)

※ 定員規模に応じた加算額を設定

- ⑫給食実施加算^(*1) …給食を実施する施設に、調理員の人件費等(業務委託費を含む)を加算 (⇒参考資料3P59参照)
 ※ 定員規模及び週当たりの給食実施日数に応じた加算額を設定
- ⑬外部監査費加算 …公認会計士等による外部監査を実施した施設に対して、実施に係る経費を3月分の単価に加算
 (⇒参考資料3P69参照)
 ※ 定員規模に応じた加算額を設定
- ⑭年齢別配置基準を下回る場合 …年齢別の教員配置が、公定価格(基本分)における配置基準を下回る状態にある場合に費用を
 定額で調整 (⇒参考資料3P76参照)
- ⑮定員を恒常的に超過する場合 …連続する過去2年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が
 120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整^(※) (⇒参考資料3P76参照)
 ※ 入所子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整
- ⑯主幹教諭等専任加算^(*1) …事業の取組状況^(*2)に応じて主幹教諭等を保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動に専任させる
 ことができるよう、代替教員を加算 (⇒参考資料3P45、81参照)
- ⑰子育て支援活動費加算^(*1) …事業の取組状況^(*2)に応じて専任化した主幹教諭等が保護者からの育児相談、地域の子育て支援活
 動に取り組む場合に、当該活動に要する経費を加算
 (⇒参考資料3P81参照)
- ⑱療育支援加算^(*1) …障害児を受け入れている施設について、主幹教諭等を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場
 合に、主幹教諭を補助する者に要する経費を加算 (⇒参考資料3P61参照)
- ⑲冷暖房費加算 …夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域^(※)に応じて加算
 (⇒参考資料3P74参照)
 ※ 地域の区分(5区分)
 1級地から4級地: 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に掲げる地域
 そ の 他 地 域: 1級地から4級地以外の地域
- ⑳学校関係者評価加算 …学校関係者評価を実施した施設に対して、実施に係る経費を3月分の単価に加算
 (⇒参考資料3P68参照)
- ㉑除雪費加算 …豪雪地帯[※]に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算
 ※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域 (⇒参考資料3P74参照)
- ㉒降灰除去費加算 …降灰防除地域[※]に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算
 ※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域 (⇒参考資料3P74参照)

- ㉓**施設機能強化推進費加算** …職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況^(＊2)に応じて必要な経費を3月分の単価に加算
(⇒参考資料3P73参照)
- ㉔**小学校接続加算** …小学校との接続を見通した活動を行う場合に、活動に必要な経費を3月分の単価に加算
(⇒参考資料3P65参照)
- ㉕**栄養管理加算** …栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算
(⇒参考資料3P45参照)
- ㉖**第三者評価受審加算** …第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算
(⇒参考資料3P68参照)

(注)年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

(＊1)それぞれの費用について、⑥の加算率を基に加算(加算率は全て同率)

(＊2)一時預かり事業、満3歳児の受け入れ又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算(具体的な加算要件は今後整理)

(基本分単価の内訳:幼稚園(教育標準時間認定(1号))

区 分		内 容
事務費	人件費(注)	(1)常勤職員給与 ①本俸、教職調整額 ②諸手当(扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等) ③社会保険料事業主負担金等(私立学校教職員共済等) (2)非常勤職員雇上費 ①学校医、学校歯科医及び学校薬剤師手当 ②非常勤職員雇上費(講師、事務職員) ③年休代替要員費
	管理費	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、職員健康管理費、業務委託費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費、減価償却費 <1施設当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費、苦情解決対策費
事業費		<生活諸費> 一般生活費(教材費、光熱水費)

(注)職員数の考え方

- ・園 長 1人
- ・教 諭

(配置基準)

3 歳 児 20:1 * 質の改善事項における配置基準の改善(15:1)については、実施している場合の加算として実施
 4歳以上児 30:1

- ・教員のうち1人は主幹教諭として費用を算定
- ・全ての学級に専任の学級担任を配置するため、教諭(学級編制調整教諭)を1人加配(利用定員36人以上300人以下の施設)。
- ・また、非常勤講師を1人加配(利用定員35人以下及び121人以上)

- ・事務職員 1人 *このほか、非常勤事務職員を1人加配(利用定員91人以上)
 * 質の改善事項における事務負担への対応については、非常勤2日分を基本分として追加

認定こども園
(教育標準時間認定(1号))

(各項目の説明:認定こども園(教育標準時間認定(1号)))

①地域区分 …施設の所在する地域(市町村)に応じて7区分設定 (⇒参考資料3P24参照)

18/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②定員区分 …施設の利用定員に応じて17区分設定 (⇒参考資料3P36参照)

15人まで	16～25人	…(10人単位)…	36～45人	46～60人	…(15人単位)…	136～150人	151～180人	…(30人単位)…	271～300人	301人以上
-------	--------	-----------	--------	--------	-----------	----------	----------	-----------	----------	--------

③認定区分 …認定区分に応じて設定(教育標準時間認定:1号)(⇒参考資料3P16参照)

④年齢区分 …子どもの満年齢に応じて2区分(4歳以上児、3歳児) (⇒参考資料3P16参照)

⑤基本分単価^(注) …①～④の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価 (⇒基本分単価の内訳はP18参照)

※ 質の改善事項における事務負担への対応(非常勤2日分)、主幹教諭専任加算及び子育て支援活動費を含む。

⑥処遇改善等加算^(注) …職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算
(⇒参考資料3P51参照)

⑦副園長・教頭設置加算^(*1) …副園長又は教頭を配置する場合に必要な人件費(保育教諭との差額)を加算
(⇒参考資料3P45、36参照)

⑧学級編制加配加算^(*1) …全ての学級に専任の学級担任を配置するため、認定こども園全体の3歳以上児(1号・2号)の利用定員の規模等に応じて保育教諭等を1人(常勤)加配するための費用を加算(利用定員36人以上300人以下の施設を対象)

(⇒参考資料3P45、36参照)

⑨3歳児配置改善加算^{(注)(*1)} …3歳児の配置基準を15:1により実施する場合に必要な人件費等を加算
(⇒参考資料3P44参照)

⑩・⑩' 満3歳児対応教諭配置加算^(*1) …満3歳児を担当する保育教諭等を配置する(6:1)場合に必要の人件費等
を加算 (⇒参考資料3P44参照)

※ 「満3歳児」は、当該年度中に満3歳に達することにより認定こども園に入園する幼児(1号子ども)をいう。

※ 当該加算単価は、満3歳児(1号子ども)にのみ反映(加算単価に満3歳園児数を乗じた額が施設当たりの加算額)

※ 上記⑨「3歳児配置改善加算」を適用する場合は、⑩でなく⑩'を適用する。

- ⑪ **チーム保育加配加算**^(*1)・・・認定こども園全体の3歳以上児(1号・2号)の利用定員の規模等に応じてチーム保育を担当する保育教諭等を配置する場合に必要な人件費等を加算
(⇒参考資料3P45参照)
- ※ チーム保育を行う保育教諭等が1人の場合の加算額(利用定員45人以下は1人、46人以上150人以下は2人、151人以上270人以下は3人、271人以上は4人を上限として加算)
- ⑫ **通園送迎加算**^(*1)・・・通園送迎を行う施設に、送迎バスの運転手の人件費等(業務委託費を含む)を加算
(⇒参考資料3P114参照)
- ※ 定員規模に応じた加算額を設定
- ⑬ **給食実施加算**^(*1)・・・給食を実施する施設に、調理員の人件費等(業務委託費を含む)を加算 (⇒参考資料3P59、36参照)
- ※ 定員規模及び週当たりの給食実施日数に応じた加算額を設定
- ⑭ **外部監査費加算**・・・公認会計士等による外部監査を実施した施設に対して、実施に係る経費を3月分の単価に加算
(⇒参考資料3P69、36参照)
- ※ 認定こども園全体(1号～3号)の定員規模に応じた加算額(1号と2・3号で費用を等分)を設定
- ⑮ **主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合**
・・・主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合等に費用を定額で調整 (⇒参考資料3P76参照)
- ⑯ **年齢別配置基準を下回る場合**・・・年齢別の保育教諭等の配置が、公定価格(基本分)における配置基準を下回る状態にある場合に費用を定額で調整
(⇒参考資料3P76参照)
- ⑰ **配置基準上求められる職員資格を有しない場合**・・・公定価格(基本分)における配置基準上の職員(学級担任、保育従事者)について、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれも有しない場合に費用を定額で調整
(⇒参考資料3P76参照)
- ⑱ **定員を恒常的に超過する場合**・・・連続する過去2年度間常に認定こども園全体の利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整^(※)(⇒参考資料3P76参照)
- ※ 入所子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整
- ⑲ **療育支援加算**^(*1)・・・障害児を受け入れている施設について、主幹(主任)を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、主幹(主任)を補助する者に要する経費(1号と2・3号で費用を等分)を加算
(⇒参考資料3P61、36参照)
- ※ A特別児童扶養手当支給対象児童受入施設、Bそれ以外の障害児受入施設 の2区分に応じて加算
- ⑳ **事務職員雇上費加算**^(*1)・・・認定こども園全体(1号～3号)の利用定員が91人以上の場合に事務職員(非常勤)を加配するための経費を加算 (⇒参考資料3P87参照)

㉑**冷暖房費加算** ……夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域^(※)に応じて加算
(⇒参考資料3P74参照)

※ 地域の区分(5区分)

1級地から4級地: 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に掲げる地域
その他地域: 1級地から4級地以外の地域

㉒**学校関係者評価加算** ……学校関係者評価を実施した施設に対して、実施に係る経費(1号と2・3号で費用を等分)を3月分の単価に加算 (⇒参考資料3P68、36参照)

㉓**除雪費加算** ……豪雪地帯[※]に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算
※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域 (⇒参考資料3P74参照)

㉔**降灰除去費加算** ……降灰防除地域[※]に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費(1号と2・3号で費用を等分)を3月分の単価に加算 (⇒参考資料3P74、36参照)
※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域

㉕**施設機能強化推進費加算** ……職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況^(※2)に応じて必要な経費(1号と2・3号で費用を等分)を3月分の単価に加算(⇒参考資料3P73、36参照)

㉖**小学校接続加算** ……小学校との接続を見通した活動を行う場合に、活動に必要な経費(1号と2・3号で費用を等分)を3月分の単価に加算 (⇒参考資料3P65、36参照)

㉗**第三者評価受審加算** ……第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部(1号と2・3号で費用を等分)を3月分の単価に加算
(⇒参考資料3P68、36参照)

(注)年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

(※1)それぞれの費用について、⑥の加算率を基に加算(加算率は全て同率)

(※2)一時預かり事業、満3歳児の受け入れ又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算(具体的な加算要件は今後整理)

(基本分単価の内訳:認定こども園(教育標準時間認定(1号)))

区 分	内 容
事務費	(1)常勤職員給与 ①本俸、教職調整額 ②諸手当(扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等) ③社会保険料事業主負担金等(私立学校教職員共済等) (2)非常勤職員雇上費 ①学校医、学校歯科医及び学校薬剤師手当 ^(※) ②非常勤職員雇上費(講師、事務職員) ③年休代替要員費
	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務委託費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費、減価償却費 <1施設当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費 ^(※) 、苦情解決対策費 ^(※) 、 子育て支援活動費^(※)
事業費	<生活諸費> 一般生活費(教材費、光熱水費)

(注)職員数の考え方

- ・園 長^(※) 1人
- ・保 育 教 諭
(配置基準)

3 歳 児 20:1 * 質の改善事項における配置基準の改善(15:1)については、実施している場合の加算として実施
 4歳以上児 30:1

- ・保育教諭のうち1人は主幹(主任)として費用を算定し、主幹(主任)を専任化させるための代替要員を1人加配
- ・また、非常勤講師を1人加配(利用定員35人以下及び121人以上)

- ・事務職員 1人^(※) *このほか、非常勤事務職員を1人加配(認定こども園全体(1号~3号)の利用定員91人以上)
 * 質の改善事項における事務負担への対応については、**非常勤2日分を基本分として追加^(※)**

※ 1号と2・3号で費用を等分して計上

認定こども園
(保育認定(2号・3号))

(各項目の説明: 認定こども園(保育認定(2号・3号)))

①地域区分 …施設の所在する地域(市町村)に応じて7区分設定 (⇒参考資料3P24参照)

18/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②定員区分 …施設の利用定員に応じて18区分設定 (⇒参考資料3P36参照)

~10人	11~20人	21~30人	…(10人単位)…	161~170人	171人~
------	--------	--------	-----------	----------	-------

③認定区分 …認定区分に応じて設定(満3歳以上:2号、満3歳未満:3号)(⇒参考資料3P16参照)

④年齢区分 …子どもの満年齢に応じて4区分(4歳以上児、3歳児、1、2歳児、乳児) (⇒参考資料3P16参照)

⑤保育必要量区分 …保育必要量の区分に応じて設定(保育標準時間認定、保育短時間認定)(⇒参考資料3P18参照)

⑥基本分単価^(注) …①~⑤の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価 (⇒基本分単価の内訳はP24参照)

⑦**処遇改善等加算**^(注) …職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算
(⇒参考資料3P51参照)

⑧**3歳児配置改善加算**^{(注)(*1)} …3歳児の配置基準を15:1により実施する場合に必要な人件費等を加算
(⇒参考資料3P43参照)

⑨**休日保育加算**^(*1) …休日保育を実施する施設に対して、休日保育の年間延べ利用子ども数の規模^(※)に応じて保育教諭等の職員を
休日に確保するための経費等を加算 (⇒参考資料3P73参照)

※ 加算額の区分(年間延べ利用子ども数(14区分))

~210人	211~279人	280~349人	…(70人単位)…	980~1,049人	1,050人~
-------	----------	----------	-----------	------------	---------

⑩**夜間保育加算**^{(注)(*1)} …夜間保育所に対して、夕食に係る費用や保育教諭等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算
(⇒参考資料3P73参照)

⑪**減価償却費加算** …施設整備費補助金を受けない施設のうち、自己所有の建物を保有する施設に対して、施設の所在する地域^(※)に
応じて減価償却費の一部を加算 (⇒参考資料3P67参照)

※ 加算額の区分(4区分(A~D)×2区分(標準・都市部))*都市部:4月1日現在の人口密度が1000人/km²以上の市町村

A地域		B地域		C地域		D地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑫賃借料加算 ……賃貸物件により設置する施設に対して、施設の所在する地域に応じて賃借料の一部を加算
(⇒参考資料3P67参照)

※ 加算額の区分(4区分(a~d)×2区分(標準・都市部))*都市部:4月1日現在の人口密度が1000人/km²以上の市町村

a 地域		b 地域		c 地域		d 地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑬外部監査加算^(注2) ……公認会計士等による外部監査を実施した施設に対して、実施に係る経費を3月分の単価に加算
(⇒参考資料3P69、36参照)

※ 認定こども園全体(1号~3号)の定員規模に応じた加算額(1号と2・3号で費用を等分)を設定

⑭1号認定子どもの利用定員を設定しない場合 ……1号認定子どもの利用定員を設定しない施設の場合に費用を調整
(⇒参考資料3P36参照)

※ ⑥の基本分単価において、1号と2・3号にまたがる費用について、1号と2・3号の基本分単価にそれぞれ等分して計上していることに伴う調整(またがる費用について「2」を乗じて算定した場合の差額を加算)及び事務職員に係る費用を調整(事務職員に係る経費を削減)

⑮分園の場合 ……分園の場合、本園と分園との間でまたがる経費となる部分について費用を定率で調整 (⇒参考資料3P76参照)

※ 本園と分園にまたがる経費について、別途補助事業として実施されている分園推進事業による水準も踏まえて、定率で調整

* 分園を設置する施設における⑥及び⑦の定員区分の適用に当たっては、本園と分園それぞれの定員に基づき算定する。
(その他の加算は本園と分園を合算した定員により算定)

⑯常態的に土曜日に閉所する場合 ……常態的に土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整
(⇒参考資料3P76参照)

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に土曜開所に伴う費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

⑰主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合
……主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合等に費用を定額で調整 (⇒参考資料3P76参照)

⑱年齢別配置基準を下回る場合 ……年齢別の保育教諭等の配置が、公定価格(基本分)における配置基準を下回る状態にある場合に
費用を定額で調整(⇒参考資料3P76参照)

⑲配置基準上求められる職員資格を有しない場合 ……公定価格(基本分)における配置基準上の職員(学級担任、保育従事者)について、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれも有しない場合に費用を定額で調整
(⇒参考資料3P76参照)

⑳定員を恒常的に超過する場合 ……連続する過去2年度間常に認定こども園全体の利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均
在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整^(※) (⇒参考資料3P76参照)

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整

⑳ **療育支援加算**^{(注2)(*1)} …障害児を受け入れている施設について、主幹(主任)を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、主幹(主任)を補助する者に要する経費(1号と2・3号で費用を等分)を加算
(⇒参考資料3P61、36参照)

※ A特別児童扶養手当支給対象児童受入施設、Bそれ以外の障害児受入施設 の2区分に応じて加算

㉑ **冷暖房費加算** …夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域^(※)に応じて加算
(⇒参考資料3P74参照)

※ 地域の区分(5区分)

1級地から4級地: 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に掲げる地域

その他地域: 1級地から4級地以外の地域

㉒ **学校関係者評価加算**^(注2) …学校関係者評価を実施した施設に対して、実施に係る経費(1号と2・3号で費用を等分)を3月分の単価に加算 (⇒参考資料3P68、36参照)

㉓ **除雪費加算** …豪雪地帯[※]に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算
※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域 (⇒参考資料3P74参照)

㉔ **降灰除去費加算**^(注2) …降灰防除地域[※]に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費(1号と2・3号で費用を等分)を3月分の単価に加算 (⇒参考資料3P74、36参照)
※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域

㉕ **入所児童処遇特別加算** …高齢者等の雇用の促進を図るため、これらの者を活用して児童の処遇の向上を図る場合に、事業の取組状況(*2)に応じて高齢者等を配置するための経費を3月分の単価に加算 (⇒参考資料3P73参照)

㉖ **施設機能強化推進費加算**^(注2) …職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況(*2)に応じて必要な経費(1号と2・3号で費用を等分)を3月分の単価に加算 (⇒参考資料3P73、36参照)

㉗ **小学校接続加算**^(注2) …小学校との接続を見通した活動を行う場合に、活動に必要な経費(1号と2・3号で費用を等分)を3月分の単価に加算 (⇒参考資料3P65、36参照)

㉘ **栄養管理加算** …栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算
(⇒参考資料3P43、36参照)

㉙ **第三者評価受審加算** …第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部(1号と2・3号で費用を等分)を3月分の単価に加算
(⇒参考資料3P68、36参照)

(注)年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

(注2)1号認定子どもの利用定員を設定しない場合、それぞれの額に「2」を乗じて算定(費用を1号と2・3号の公定価格にそれぞれ等分して計上していることに伴う調整)

(*1)それぞれの費用について、⑦の加算率を基に加算(加算率は全て同率)

(*2)延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算(具体的な加算要件は今後整理)

(基本分単価の内訳:認定こども園(保育認定(2号・3号)))

区分	内容
事務費	(1)常勤職員給与 ①本俸、特別給与改善費、特殊業務手当 ②諸手当(扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等) ③社会保険料事業主負担金等(健康保険、厚生年金、労働保険等) (2)非常勤職員雇上費 ①学校医、学校歯科医及び学校薬剤師手当 ^(※) ②非常勤職員雇上費(保育士、事務職員、調理員) ③年休代替要員費 ④ 研修代替要員費
	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費 <1施設当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費 ^(※) 、苦情解決対策費 ^(※) 、 子育て支援活動費^(※)
事業費	<生活諸費> 一般生活費(給食材料費*、保育材料費等) *3歳以上児:副食費、3歳未満児:主食費、副食費

(注)職員数の考え方

・園長^(※) 1人

・保育教諭

(配置基準)

乳児 3:1

1、2歳児 6:1

3歳児 20:1 *質の改善事項における配置基準の改善(15:1)については、実施している場合の加算として実施

4歳以上児 30:1

・保育教諭のうち1人は主幹(主任)として費用を算定し、主幹(主任)を専任化させるための代替要員を1人加配

・上記の他、休けい保育士を1人加配(定員90人以下は常勤、定員91人以上は非常勤)

・また、**保育標準時間認定の場合は、常勤保育士1人及び非常勤保育士(3時間)1人を加配**

・調理員 2人(定員40人以下の場合は1人、定員151人以上の場合は3人(うち1人は非常勤))

・事務職員 1人^(※) *質の改善事項における事務負担への対応については、**非常勤2日分を基本分として追加^(※)**

(1号認定子どもの利用定員を設定しない場合:1人(非常勤)*)

* 現行の保育所の事務職員(非常勤5日分(3日+2日(加算)))に加え、直接契約に伴う事務負担に対応するための**非常勤2日分**を追加

※ 1号と2・3号で費用を等分して計上

小規模保育事業 A型・B型 (保育認定(3号))

(各項目の説明:小規模保育事業A型・B型(保育認定(3号)))

①地域区分 …事業所の所在する地域(市町村)に応じて7区分設定 (⇒参考資料3P24参照)

18/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②定員区分 …事業所の利用定員に応じて2区分設定 (⇒参考資料3P36参照)

6~12人	13~19人
-------	--------

③認定区分 …認定区分に応じて設定(3号)(⇒参考資料3P16参照)

④年齢区分 …子どもの満年齢に応じて2区分(1,2満児、乳児) (⇒参考資料3P16参照)

⑤保育必要量区分 …保育必要量の区分に応じて設定(保育標準時間認定、保育短時間認定)(⇒参考資料3P18参照)

⑥基本分単価^(注) …①~⑤の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価 (⇒基本分単価の内訳はP35参照)

⑦処遇改善等加算^(注) …職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算
(⇒参考資料3P51参照)

⑧管理者設置加算^(*1) …専従の管理者を配置する場合に、配置に要する経費を加算(⇒参考資料3P94参照)

※ 加算額は基本分単価に含まれる事務職員に係る経費を除外して算定

⑨保育士比率向上加算^{(注)(*1)} …常態的に保育士比率が3/4以上の事業所に対して加算(B型のみ)
(⇒参考資料3P88参照)

⑩障害児保育加算^{(注)(*1)} …障害児(軽度障害含む。)を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて職員を加配するための経費を加算(配置基準2:1) (⇒参考資料3P61参照)

⑪休日保育加算^(*1) …休日保育を実施する事業所に対して、休日保育の年間延べ利用子ども数の規模^(※)に応じて保育士等の職員を休日に確保するための経費等を加算 (⇒参考資料3P73参照)

※ 加算額の区分(年間延べ利用子ども数(14区分))

~210人	211~279人	280~349人	…(70人単位)…	980~1,049人	1,050人~
-------	----------	----------	-----------	------------	---------

⑫夜間保育加算^{(注)(*1)} …夜間保育を実施する事業所に対して、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算 (⇒参考資料3P73参照)

⑬**減価償却費加算** ……自己所有の建物を保有する事業所に対して、事業所の所在する地域^(※)に応じて減価償却費の一部を加算
(⇒参考資料3P67参照)

※ 加算額の区分(4区分(A~D)×2区分(標準・都市部))*都市部:4月1日現在の人口密度が1000人/km²以上の市町村

A 地域		B 地域		C 地域		D 地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑭**賃借料加算** ……賃貸物件により設置する事業所に対して、事業所の所在する地域^(※)に応じて賃借料の一部を加算
(⇒参考資料3P67参照)

※ 加算額の区分(4区分(a~d)×2区分(標準・都市部))*都市部:4月1日現在の人口密度が1000人/km²以上の市町村

a 地域		b 地域		c 地域		d 地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑮**連携施設を設定しない場合** ……連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整 (⇒参考資料3P76参照)

※ ⑥基本分単価に含まれる連携施設に係る経費を調整

⑯**食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合**

……自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整
(⇒参考資料3P76参照)

※ 食事の提供に係る費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

⑰**常態的に土曜日に閉所する場合** ……常態的に土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整(⇒参考資料3P76参照)

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に土曜開所に伴う費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

⑱**定員を恒常的に超過する場合** ……連続する過去2年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整^(※) (⇒参考資料3P76参照)

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整

⑲**冷暖房費加算** ……夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域^(※)に応じて加算
(⇒参考資料3P74参照)

※ 地域の区分(5区分)

1級地から4級地:国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に掲げる地域
その他 地域:1級地から4級地以外の地域

⑳除雪費加算 …豪雪地帯※に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算
※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域 (⇒参考資料3P74参照)

㉑降灰除去費加算 …降灰防除地域※に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算
※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域 (⇒参考資料3P74参照)

㉒施設機能強化推進費加算 …職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、事業所の総合的な防災
対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況^(※2)に応じて必要な経費を3月分の単価に加算
(⇒参考資料3P73参照)

㉓栄養管理加算 …栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算
(⇒参考資料3P43参照)

㉔第三者評価受審加算 …第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算(⇒参考資料3P68参照)

(注)年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

(*1)それぞれの費用について、⑦の加算率を基に加算(加算率は全て同率)

(*2)延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に
費用を加算(具体的な加算要件は今後整理)

(基本分単価の内訳:小規模保育事業A型・B型(保育認定(3号)))

区 分		内 容
事務費	人件費(注)	(1)常勤職員給与 ①本俸、特別給与改善費、特殊業務手当 ②諸手当(扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等) ③社会保険料事業主負担金等(健康保険、厚生年金、労働保険等) (2)非常勤職員雇上費 ①嘱託医、嘱託歯科医手当 ②非常勤職員雇上費(保育士、事務職員、調理員) ③年休代替要員費 ④研修代替要員費
	管理費	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費 <1事業所当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費、苦情解決対策費、 連携施設経費
事業費		<生活諸費> 一般生活費(給食材料費*、保育材料費等) *主食費、副食費

(注)職員数の考え方

・保育従事者 ※A型:保育士100%、B型:保育士1/2

(配置基準)

乳 児	3:1	} +1人
1、2歳児	6:1	

・保育従事者(保育士)のうち1人は主任として費用を算定

・上記の他、休けい時間を確保するための保育従事者を1人加配(非常勤職員)

・また、**保育標準時間認定の場合は、非常勤の保育従事者(3時間)1人を加配**

・調 理 員 1人(非常勤職員)

・事 務 職 員 1人(非常勤) *管理者を配置する場合は対象としない。